いんふぉめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

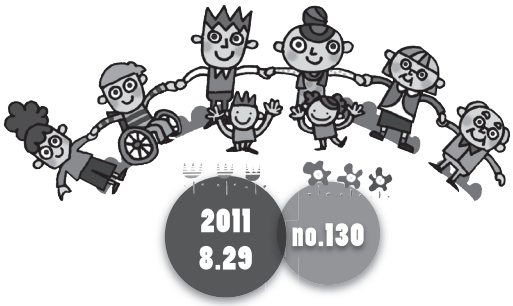

Report

1 「国連 子ども(児童)の権利条約と日本」
第5回院内セミナー報告 2011.6.16
東洋大学森田明美研究室 宮﨑 静香 2

2 国連・子どもの権利委員会、第3回報告書審査のフォローアップのための院内セミナー
教育分野に関する3回の勧告と課題
代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 8

3 児童虐待対策と親権の問題
日本大学文理学部社会福祉コース教授 井上 仁 16

4 第10回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告⑥
子どもがつくるこどもだけのまち「ミニタウン2010」
宇都宮子ども劇場理事 子どもがつくる街担当 高井 知美 24

5 第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告②
人権を語り合う中学生交流集会'10
「人権を語り合う中学生交流集会」実行委員会 代表 城西中学校 吉成 正士 28

book

「よくわかる女性と福祉」 森田明美著 33

Event information

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2011 in 泉南 34
アジア子どもの権利フォーラム2011 日本大会 35

Document 2011.6.1 ～ 2011.8.21

子どもの人権と教育関係の報道と記録から 36

Report 1

国連 子ども(児童)の権利条約と日本 第5回院内セミナー　報告

2011/6/16　11:00-12:40
参議院議員会館B107会議室

東洋大学森田明美研究室　宮﨑　静香

6月16日に第5回 院内セミナーが参議院議員会館B107会議室にて行われた。これは、2010年5月27・28日に子どもの権利条約第3回日本審査が国連子どもの権利委員会で行われ、その総括所見（懸念と勧告）を日本における子どもの権利条約の実現にいかすための学習・意見交換会の場として、国会議員と市民と共同で開催したものである。

今回は「教育」問題を中心に検討がなされた。

当日は国会議員・秘書などが15人、厚生労働省・文部科学省・内閣府・外務省8人、NPO/NGO等の関係者16人など、合計56人が参加した。

最初のテーマとして、教育分野に関する子どもの権利条約第3回勧告と課題について、子どもの人権連代表委員の平野裕二さんからの報告が行われた。

これまでの子どもの権利委員会では、日本の教育制度の競争主義的な性質により、子ども達が過度なストレスや様々な精神的困難を抱えるといった問題について指摘がなされてきたとし、これに対して条約の趣旨・理念・規定に照らしたカリキュラムの見直しが必要だろうと述べた。また、見直しが必要な教育・学校制度については、より具体化させるべく政府、NGO組織、教職員、子ども達と議論を重ねる必要があるとした。特に2001年の委員会で一般的意見として教育の目的について委員会としての解釈を明らかにした文書が採択された事を挙げ、「教育」は子どもが中心で、子どもにやさしい、子どものエンパワーメントにつながらなければならないとの指摘がなされたとした。2点目の人権教育については第3回の審査において、子ども達の間で子どもの権利に関する意識の浸透が不十分と指摘された事を挙げ、今後は人権教育・子どもの権利教育をカリキュラムに体系的に組み込み、反差別・平和教育を含む見直しと歴史的教育の見直しについての検討の必要性があるとした。3点目は障害児のインクルーシ

ブ教育について、「障害者権利条約」をふまえて教育の在り方を根本から見直す事が求められるとした。4 点目は不登校の子どもに対しての代替的な教育機会を拡大する事が求められること。5 点目はマイノリティの子どもの母語教育・民族教育の保障および進学差別の解消、特に高等教育においての進学差別の解消が求められるとした。6 点目は体罰やいじめをはじめとする学校で起こる暴力の問題について、行動計画の策定をすべきだと指摘を受けている。これについては、今年の 2 月に一般的意見の 13 条の形で、あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利が採択されており、それに基づいた対策が必要だとした。7 点目は第 1 回、第 2 回の勧告で取り上げられた学校におけるプライバシーの保護の強化について、引き続き検討が必要であるとした。これらの勧告をいかすためには、「子ども参加」の保障と推進の必要を挙げ、学校での問題を解決していくに当たり、子どもの意見を十分に聞き、正当に尊重する視点が必要だとした。そして第 2 回勧告において、子ども達の声がどの程度政策によりどのように反映されたかを評価すべきであるという指摘がなされたとした。

2 つ目のテーマは、多様な教育への権利問題について、東京シューレの奥地圭子さんからの報告がなされた。第 3 回総括所見において不登校問題は、学校制度および学校教育制度の再検討にまで踏み込んだ指摘がなされたとし、いじめについては子どもたちの意見を取り入れるように勧告がなされているとした。不登校の場合の休息の権利については、期限を設けて休んだり、その後学校に登校できるようになることを期待されながら休むという事は効果的ではないとし、勧告を評価した。また最も評価すべきは、バルマン委員が学校外で学ぶ子どもたちの権利を保護するための十分なとりくみが行われていないと指摘した事だと述べた。奥地さんは学校基本調査による不登校の子ども数が、ここ 10 年間はかなり高い数値で推移している事や、未だにフリースクール等のへの公的支援はなく、高校生の通学定期の無償化も実現しておらず、学校教育以外で学ぶ子ども達の権利保障を真剣に考えるべきとし、多様な教育が受けやすい環境を整備する事が必要だと強調した。次に子どもの最善の利益に立ったとりくみについて、学校復帰を前提とする不登校政策が取られ続けている事について検討されるべきだとした。最後に不登校で学び育つ子どもの状況改善の必要性を挙げ、9 つの提言を行ったとした。また高校無償化により、16 ～ 18 歳の不登校やフリースクールに通う子ども達の特定扶養控除が縮小されている現状を訴えた。

続いて在日本朝鮮人人権協会の宋恵淑さんからの報告が行われた。第 3 回総括所見では、委員会が朝鮮系・中国系の学校に対する補助金が不十分である事、締約国に対し外国人学校への補助金の増額を検討するよう指摘があった事を評価した。しかし、現実には政府によりこれらの補助金が削減される動きがあるとし、朝鮮学校についての高校無償化の適用を先送りしていると述べた。また、東京や大阪などの一部の自治体で、独自の補助金の支給を留保する動きもあるという。今後の課題は、不登校の子どもたちを日本の高校生と同じように認めてほしいと

し、これがお金の問題ではなく、子どもとしての尊厳・権利の問題である事をふまえ、活動を進めていくべきだと述べた。また、マイノリティの子ども達が自己の言語や文化を学ぶための場所である日本人学校や外国人学校の役割は重要であるとし、それらの学校の地位を確立していくために必要な法律が現在は存在しない事を指摘し、そうした法律の制定を実現するために、各省庁や政府関係機関への協力を望むと訴えた。

次に平野裕二さんより、教育分野に関する3回の勧告と課題について詳しい説明がなされた。まず、障害のある子どもについては過去2回の勧告よりも強い懸念と具体的な勧告の指摘が行われたとした。これは2006年に「障害者権利条約」の採択がなされた事を受けたものであり、学校における交流学習を含む社会参加の促進については一定の評価を得られたが、必要な設備及び便益を用意するための政治的意思および財源が欠けている事により、障害のある子どもによる教育へのアクセスが制約されているとした。特にインクルーシブ教育を推進する政治的意識が欠けているのではないかとの指摘が行われているとした。さらに障害のある子どもが希望する学校を選択し、その最善の利益に従い、普通学校と特別支援学校との間で移行できる事を確保するべきであるとの勧告がなされた。また、障害のある子どもの社会へのインクルージョンの奨励や、意見を聞かれる子どもとその親の意見を尊重する事が勧告されている。これは、子どもの権利条約の12条の規定、「障害者権利条約」の子どもの権利に関わる条項をふまえての勧告であるとした。今後の教育の在り方を考えるうえで、そのような体制を整え、どのように手続きを進めていくかが大きな課題であると述べた。そしてメンタルヘルスに関わる問題として、ADHDの子どもについては医療的な対応に留まっており、社会的な背景等をふまえた対応を考える必要性を指摘されたとした。

ここで森山浩行衆議院議員より、特にADHDやLDの子どもについては、現場の意見を反映させた教育委員会や文部科学省からの指導が必要であると発言がなされた。

続いて、セーブ・ザ・チルドレンのシニア・アドバイザーの森田明彦さんより、国連子どもの権利委員会に通報(申し立て)できる制度を作るためのキャンペーンについての報告が行われた。現在、国内子どもの権利委員会に対して、個人通報制度を盛り込んだ選択議定書の作成が行われており、9日にジュネーブで行われている国連人権理事会に、共同提案国(現在35カ国加入)になるべく新議定書案が提出されたとのことであった。そこで森田明彦さんは日本政府に対して、積極的に共同提案国となるべくイニシアチブを取って欲しいと強く求めた。

各報告を受けて、文部科学省・内閣府・外務省からの発言がなされた。

文部科学省からは、「児童の権利条約」の確立については自治体への地方分権化による中央省庁の権限の制約があり、その他にも立法府でないと解決できない問題があるとし、積極的

なバックアップまで至る事が困難であると述べた。障害のある児童に対する差別への懸念、中国系・朝鮮系の学校等への不十分な補助金支給等に対する懸念などもあるが、これらの勧告を強制的に実行しなければならないという法的拘束力が無いとし、背景にある趣旨は極力理解に努めるという回答に留まった。

不登校の子ども達への支援については、フリースクール、教育支援センターなどで必要な学習や社会経験が出来るよう支援すると共に、民間団体に対しては教育プログラムの開発などを委託事業で行っているとの報告であった。また、子どもが在籍する学校でフリースクールへ通う事を出席として認めていると述べた。次に子どもの最善の利益に立ったとりくみについては、個々のお子さんに合わせた指導を教育委員会と学校に指導しているとし、今後もこれを周知していきたいとした。特定扶養控除の縮小により、フリースクールに通うお子さんを持つご家庭の負担が懸念されるが、不登校の子ども達に対して充実した活動プログラムが行えるように調査研究を委託事業で行っており、それらを活用してほしいとの発言がなされた。

「障害者権利条約」の批准に関して、「障害者制度改革推進会議」などで政府全体として議論が行われており、インクルーシブ教育へのとりくみも課題であるとし、幼稚園、小・中・高校の新しい学習指導要領などに、障害のある子どもと健常児の交流と共同学習についても明記されている事、また障害のある子どもの就学先の決定に際して、平成 19 年度以降に保護者の意見調整を義務付けるなどのとりくみを行ってきたと述べた。現在、中央教育審議会の初等中等教育分科会のもとに、特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置して、インクルーシブ教育システム構築における特別支援教育の在り方について審議しているとの回答もなされた。これについて昨年 12 月には、インクルーシブ理念と方向性には賛成である事、学校教育の共生社会の形成に向けた理解の促進が必要である事、就学先決定の在り方については就学基準を改め、障害の程度や本人と専門家の意見を取り入れる事が報告されているとした。

朝鮮学校の問題については、地方自治体ごとで補助金の有無が発生している状況との報告であった。

高校無償化の問題については、審査手続きについて一旦停止中であり、審査そのものについては、教育的な方法で実施されることに変わりはないと文部科学省側からの回答がなされた。

内閣府の障害者制度改革推進会議は、「障害者の権利条約」が採択されたことで国内の障害者保障制度に関して議論がなされ、障害児については「教育」、「虐待」、「障害児支援」について 6 月には第一次意見がまとめられたと述べられた。障害児支援については、教育形態としてインクルーシブという方向でまとまり、基本的には障害の種類と程度をふまえた上で就学先が決定されると回答がなされた。就学決定の仕組みは総合的な決定方式に変えるという意見も出されたが、最初の「子どもの権利条約」で議論されたレベルである選択権の保障という内容と合致するのかも知れないが、未だ課題が多いとした。「子どもの権利条約」での虐待は、主に家庭で起こる虐待について取り上げられているが、障害児の場合には学校や施設などの場所も

考えられるとした。その中でも学校と精神疾病のケースについては本則には盛り込まれづらいとし、今後あらゆる場所で起こる虐待についての保障が必要であるとした。障害児支援については、総合福祉部会での議論がなされているが、現時点では骨格案が提出されていないとの回答であった。

次に NGO より、内閣府・文部科学省への質疑応答が行われた。

日本ユニセフ協会の小野道子さんは、東日本大震災で被災した障害をもつ子ども達、特に発達障害などで障害者手帳を持たない子ども達に十分な支援が行われていない事を挙げ、文部科学省が現在どのような形で自治体への通達などを実施し対応しているのかという質問がなされた。これに対して文部科学省は厚生労働省との連名で各自治体へ障害をもつ子どもに対する教育と福祉が連携した支援を行って欲しいとした事務連絡を行っているとした。また、独立行政法人特別支援教育総合研究所では被災地の教員向けに障害をもつ子どもへの対応方法を掲載したハンドブックを HP に掲載するなどのとりくみを行っていると述べた。

この質疑応答に対して、NGO レポート連絡会議代表の荒牧重人さんは、被災地の子ども達の支援はニーズベースで考えられるものではなく、子どもの権利の視点に立ち、子ども達の権利のどのような部分について保障が不足し、どのような権利の保障が必要なのかを考えるべきであると発言をされた。

M ネット民法改正情報ネットワークの坂本洋子さんから、新選択議定書の共同提案国になるという事について、先の女性差別撤廃委員会や自由権規約人権委員会に対する個人通報制度などが選択議定書に盛り込まれたものの、共同提案国としての実現がなされていない状況がある事をふまえ、どのような影響があるのかという質問がなされた。質問に対して森田明彦さんは世界的な「子どもの権利条約 NGO グループ」が中心となり、子どもの権利条約に基づいた個人通報制度を作るという活動が続けられてきた事から考えても、これが受け入れられなければ、日本の国際的な評価が下がると述べた。

外務省の人権人道課長は、個人通報制度を定める人権条約としては「児童の権利条約」が実現すれば 6 つ目の人権条約となるが、それを人権理事会として採択するかどうかという決議がなされており、その決議に対しての日本政府がどう応えるかが注目されている状況だとした。

東京シューレの佐藤信一さんは、不登校の子ども達が学校に登校する事が求められる事に対して、自分たちが否定されていると感じている事を挙げ、子ども達がフリースクールで学ぶ事が社会的に認められた生き方であるとされるならば、「子どもの最善の利益」や子どもの権利の保障を十分に満たすことが出来ると発言した。また今回の総括所見で触れられた懸念事項として、学校外で学ぶ子ども達の教育の保障や教育制度の見直しがあるが、それについてどう考えるかという質問がなされたが、それに対して文部科学省の初等中等教育局児童生徒課は、今後も教育委員会を通して不登校の子ども達への学校教職員からの働きかけなどを行っていきたいという回答であった。

人工呼吸器をつけた子の親の会 (バクバクの会) の大塚孝司さんは、5 歳になってからでは

就学後学校での支援の整備に間に合わないからと 4 歳児の父親が再来年の就学に向けて教育委員会に相談に行ったが、適切な相談を受けられなかった例や、支援学級に通う子どもについて医療的ケアが必要なため親の付き添いをし続けなければならない事への疑問を長年感じてきた事を挙げ、日々成長し続ける子ども達に必要な対応をして欲しいと訴えた。この質問に対して文部科学省は、 就学相談・就学先決定の在り方については早期からの教育相談支援の重要性を認識しており、医療・福祉・関係部局との連携を図りたいとし、就学先決定の在り方については提言がされているために必要な改正について検討したいと回答した。

石橋道宏参議院議員は「子ども男女共同参画調査会」において子どもに対する支援が議論されたが、そこでは子どもの権利条約ワーキングチームからの提言がそのまま調査会の議論に反映され、政調に対し提言とすることができたとした。震災後の対応の中で子どもの権利が十分に確立されていない事を再認識したことで、今後の国内でのとりくみを積極的に行っていきたいと語った。

続いて大河原雅子参議院議員は、民主党政権となってから子どもについての考え方が変わったと言われるようになったものの、12 万人の不登校の子どもたちの問題や障害をもつ子ども達の特別支援教育については、政府や国民に十分に周知されておらず、子どもの権利条約批准以降、国内の法律が変わっていないと述べた。そして、今後もこうした意見交換会のような機会を作り、子どもを優先した社会の再構築を目指したいとの発言がなされた。

国会議員の発言を受けて、荒牧重人さんは総括所見を政策決定にどのようにいかすかといった議論が必要だとすると共に、そうした仕組み作りをしていく必要があるとした上で、そのために国会議員の方々の協力を得ながら、国会議員と政府と NGO 団体が対話をする機会を積み重ねながら、建設的な対話と効果的な実施を図る機会を設けていきたいとした。

第 5 回の院内セミナーは、第 3 回総括所見の勧告と課題について国会議員と政府、NPO/NGO の間で、積極的な意見交換がなされたと共に、今後の不登校子ども達や朝鮮学校に通う子ども達の教育問題に関する課題について、改めて目を向けるべく貴重な機会となった。

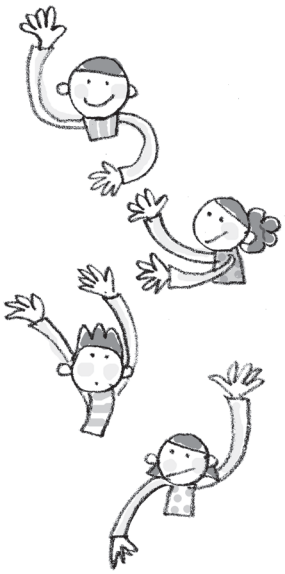

Report 2

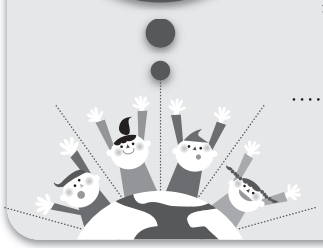

国連・子どもの権利委員会、第3回報告書審査のフォローアップのための院内セミナー

教育分野に関する3回の勧告と課題

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議　平野　裕二

国連・子どもの権利委員会が過去3回（1998年・2004年・2010年）にわたって行ってきた日本の報告書審査において、教育は常に重要な関心分野のひとつであり続けてきた。

審査時間の制約や委員会の専門性などの問題があり、十分かつ効果的な審査・勧告が行なわれてきたとは言いがたいが、人権の視点から検討すべきさまざまな課題が繰り返し指摘されてきている（**表・過去3回の勧告の概要**参照）。委員会の勧告をいかしていくための主な課題としては、とくに次の8つを挙げることができよう（以下、たとえば〔1－22〕は第1回審査時の総括所見のパラ22を意味する）。

1　条約の趣旨・理念・規定に照らしたカリキュラムの見直し

委員会は、第1回審査で**「競争が激しい教育制度のストレスにさらされ、かつその結果として余暇、運動および休息の時間が得られないために子どもたちの間で発達障害が生じていること」**〔1－22〕に懸念を表明し、過度のストレスを防止するための対策〔1－23〕を促して以降、日本の教育の競争主義的性質およびそれが子どもたちにもたらしている悪影響に一貫して焦点を当ててきた。

対策としては、抽象的ではあるが、**「高い水準の教育の質を維持しつつも学校制度の競争的性質を緩和する目的で、生徒、親および関連の非政府組織の意見を考慮にいれながらカリキュラムを見直す」**こと〔2－50(a)〕、**「学業面での優秀な成果と子ども中心の能力促進とを結合させ、かつ、極端に競争的な環境によって引き起こされる悪影響を回避する目的で、締約国が学校制度および大学教育制度を再検討する」**こと〔3－71〕などが勧告されてきている。社会権規約委員会（2001年、以下同）も、子どもの権利委員会と同様の認識に基づき、**「教育制度の包括的再検討」**を「強く」勧告した（パラ58）。

日本の教育に関わる問題をその競争主義的性質に集約させて理解することはいささか視野が狭く、この分野における委員会の限界を象徴するものでもある。第3回所見では、日本の子どもの自尊感情等が低いことについて**「教職員との関係の貧しさ」**〔3－60〕に言及するなどわずかな変化も見られたが、いずれにせよ、教育・学校制度の改革のあり方について十分に具体的な指針を示すものではない。

第3回所見で、委員会は、学校制度の再検討にあたって「教育の目的」（条約29条）に関する一般的意見1号（2001年）を参照するよう促した〔3－71〕。これは、教育の目標は**「子どもの**

スキル、学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊感情および自信を発達させることにより、子どもをエンパワーすることにある」（パラ 2）と強調するなど、重要な指摘を含んだ文書である。教育への権利（社会権規約 13 条）に関する社会権規約委員会の一般的意見 13 号（1999 年）もあわせて参照しつつ、子どもの権利を基盤とする（rights-based）教育・学校改革を進めていかなければならない。

表・過去 3 回の勧告の概要

取り上げられた問題	第 1 回	第 2 回	第 3 回
競争主義的教育によるストレス等の問題	22・43	49・50	70・71
不登校・中退等と代替的教育	22・43	49(e)・50(c)	70
子どものメンタルヘルス			42・60・61
人権教育／反差別教育	23・44	21(d)	34(b)
平和教育			OPAC 10・11
学校における暴力（とくに体罰・いじめ）	24・45	35・36・50(b)	47・48／70・71
学校におけるプライバシー	15・36	33・34	
学校における子ども参加	13・35	27・28	43・44
学校内外の生徒の活動		29・30	
在日コリアン等の進学差別	13・35	49(d)・50(a)	72・73
障害児のインクルーシブ教育	20・41	43・44	58・59
マイノリティの子どもの母語・民族教育		49(f)・50(d)	72・73
歴史教科書問題		49(g)・50(e)	74・75
性的搾取の防止教育		52(d)	OPSC 14・15

＊数字はパラグラフ番号。OPAC は武力紛争選択議定書（武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書）、OPSC は性的搾取議定書（子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書）を指す。
なお、関連する所見は右記にまとめて抜粋している。http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/30.html

2 反差別・平和教育も含む人権教育の体系的推進と歴史教育の見直し

子どもの権利の視点から教育・学校のあり方を見直していくにあたっては、人権教育のあり方もあわせて考えていく必要がある。委員会は、人権教育、とくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに体系的に統合する必要性を強調してきた（表参照）。

その際、「人権教育のための世界プログラム」第1段階（初等・中等教育における人権教育、2005～2009年）の修正行動計画を参照することも必要である。同行動計画の添付文書では「権利に根ざした」（rights-based）教育・学校の必要性が全編を通じて強調されており、「権利に根ざした学校」の要素として、

- 生徒および教員の権利・責任に関する憲章、「暴力、性的虐待、いやがらせ、体罰のない学校のための行動規範」（紛争解決手続ならびに暴力・いじめに対処するための手続を含む）、差別禁止方針などが整備されていること、
- 子ども参加の機会が保障されていること

などが挙げられている。「世界プログラム」は、第1段階における国内的とりくみがほとんど行われないまま第2段階（高等教育ならびにあらゆるレベルにおける教員・教育者・公務員・法執行官・軍関係者の人権研修、2010～2014年）に移行してしまったが、取りこぼされた課題には引き続き対応していかなければならない。

人権教育をすすめていく際、反差別の視点は欠かすことのできない要素のひとつであり、第3回所見では「**とくに女子、民族的マイノリティに属する子ども、日本人ではない子どもおよび障害のある子ども**」に対する差別を防止・削減するための人権教育が勧告されている〔3－34(b)〕。人種差別撤廃委員会（2010年）から求められた、在日コリアンや被差別部落出身者に対するヘイトスピーチ（憎悪発言）や差別発言の防止（パラ13）も喫緊の課題である。

他に、「**健康的なライフスタイルについて学校で実施されるプログラム**」〔2－52(d)〕、児童買春・児童ポルノ等の有害な影響および利用可能な救済手段についての教育〔OPSC15(b)〕など、性的搾取の被害から子どもを守るための教育も求められている。武力紛争選択議定書に関する所見では、人権教育とともに平和教育も提供することが勧告された〔OPAC 11〕。

歴史教育についても、「**検定教科書においてアジア・太平洋地域の歴史的出来事に関するバランスのとれた見方が提示されることを確保する**」こと〔3－75〕が勧告されている（〔2－50(e)〕も参照）。同様の勧告は社会権規約委員会（パラ59）や人種差別撤廃委員会（2010年、パラ25）からも行われており、現行の教科書検定制度のあり方も含めた再検討が必要である。

なお、人種差別撤廃委員会（2010年）はアイヌを含む「**マイノリティの文化や歴史をよりよく反映するために既存の教科書を改訂すること**」も求めている（パラ25）。この点については、先住民族の子どもの権利に関する子どもの権利委員会の一般的意見11号で、「**カリキュラム、教材および歴史教科書において先住民族の社会および文化が公正に、正確にかつ豊かな情報とともに描写されることを確保する**」よう求められている（パラ58）ことにも留意しつつ、対応を進めなければならない。

3 障害児のインクルーシブ教育の推進

障害児のインクルージョンの必要性については第1回審査時から指摘されていたが、第3回所見では勧告の内容が特段に詳細になった。とりわけ、**「必要な設備および便益を用意するための政治的意思および財源が欠けていることにより、障害のある子どもによる教育へのアクセスが引き続き制約されている」**〔3－58〕という認識に基づき、**「障害のある子どものインクルーシブ教育のために必要な便益を学校に備えるとともに、障害のある子どもが希望する学校を選択し、またはその最善の利益にしたがって普通学校と特別支援学校との間で移行できることを確保する」**よう勧告されたこと〔3－59(e)〕は、日本の特別支援教育のあり方の根本的見直しを迫るものである（詳しくは第16回障がい者制度改革推進会議〔2010年7月12日〕における筆者の報告を参照）。

また、委員会から批准を求められ〔3－59(i)〕、政府も法改正等の作業を進めている障害者権利条約では、教育の目的として新たに「尊厳及び自己価値に対する意識」の発達と「人間の多様性の尊重」の強化が加えられている（24条1項）。これは、障害児教育に留まらず教育・学校制度全般に関わる規定であり、子どもの権利を基盤とする教育・学校改革を進めていくにあたって重視されなければならない要素である。

4 不登校の子ども等のための代替的教育の機会の拡大

不登校については、第1回所見で**「学校忌避」**（school phobia）への対応が促され〔1－43〕、第2回所見では**「代替的形態の教育を拡大すること」**が勧告された〔2－50(c)〕。後者の勧告は東京都における夜間定時制高校閉鎖問題との関連で行なわれたものだが、不登校の子どもについても妥当するものである。

第3回所見では、競争主義的な学校環境が**「子どものいじめ、精神障害、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があること」**について懸念が表明された〔3－70〕ものの、不登校について具体的な勧告はとくに行なわれていない。ただし、審査ではバルマー委員が次のように発言しており、学校のあり方そのものの見直しおよび学校に行っていない子どもの権利保障に両面でとりくんでいく必要性が示唆されている。

「（不登校等の）**主な理由は、教師や友達との人間関係、居心地の悪さ、公教育に対する不信感です。にもかかわらず、学校に行っていない子どもの人権侵害に対処し、学校外で学ぶ子どもたちの権利を保護するための十分な取り組みは行なわれていません。中退や怠学の問題に対応するため、たとえば居心地のよさや教師・生徒間の信頼をもたらしたり、教師と生徒の人間関係を強化したりすることにより、政府によって緊急の措置がとられてきたかどうか、これからとられるかどうか、知りたいと思います**」（子どもの権利条約ＮＧＯレポート連絡会議編『子どもの権利条約から見た日本の子ども』現代人文社、169頁）

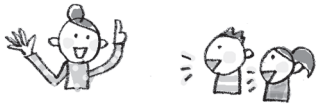

5 マイノリティの子どもの母語教育・民族教育の保障および進学差別の解消

第1回審査で朝鮮学校出身者の大学受験資格問題が取り上げられて以降〔1－13・35〕、マイノリティの子どもの教育に関わる問題は委員会の重要な関心事のひとつである。外国人学校卒業生大学受験資格問題についてはその後の所見〔2－49(d)・50(a)／3－72・73〕でも指摘が行なわれており、また社会権規約委員会（パラ60）や人種差別撤廃委員会（2001年、パラ16／2010年、パラ22）でも対応が促されている。

子どもの権利委員会の第2回所見ではさらに、**「マイノリティ・グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明しまたは実践し、かつ自己の言語を使用する機会を拡大すること」**が勧告された〔2－50(d)〕。この点については、社会権規約委員会がより具体的に、**「言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語による教育を導入するよう強く勧告」**している（パラ60）。人種差別撤廃委員会からも、**「日本の公立学校においてマイノリティの言語での教育へのアクセスを確保する」**こと（2001年、パラ16）、**「少数グループが自らの言語に関する教育や自らの言語による教育を受けられるように適切な機会を提供する」**こと（2010年、パラ22）が促されており、真摯な検討・対応が必要である。

朝鮮学校等に対する補助金の問題については、社会権規約委員会がすでに「マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を公的に認め、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること」（パラ60）を勧告していたが、子どもの権利委員会も、第3回所見に至って**「中国系、北朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であること」**について懸念を表明し〔3－72〕、「外国人学校への補助金を増額」するよう奨励した〔3－73〕。

人種差別撤廃委員会（2010年）からもこれらの点に関わる懸念が表明され、**「教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学や義務教育就学において障壁に直面しないこと」**を確保するよう勧告されている（パラ22）。人種差別撤廃委員会からは朝鮮学校の高校無償化除外問題についても懸念が表明されており（子どもの権利委員会でも審査時に議論されたものの、所見では明示的に触れられなかった）、**「外国人のための学校に関する種々の制度や、国の公的学校制度の外で別の枠組みを設立することが望ましいかについての調査研究」**（同）が勧告された。

なお、人種差別撤廃委員会（2001年）は、外国籍の子どもの小学校・中学校教育が義務教育でないことにも懸念を表明している（パラ15）。子どもおよび保護者に反して日本の学校への就学を強制することが適当でないことについては同委員会も同意しているものの、教育に対する子どもの権利を保障するためには国による何らかの関与が必要である。

朝鮮学校をただちに高校無償化の対象とすることは当然として、外国籍の子どもの不就学問題も含め、人種差別撤廃委員会が求めるような調査研究および検討を子どもの権利の観点から

進めていくことが求められる。また、人種差別撤廃委員会（2010年、パラ22）および子どもの権利委員会〔3－73〕から奨励されているように、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准について検討を開始することも必要である。

6 体罰・いじめをはじめとする学校暴力への対応

体罰といじめを中心とする学校暴力は当初から委員会が重視する問題であり、第1回所見では**「とくに体罰およびいじめを解消する目的で包括的な計画を作成し、かつその実施を注意深く監視する」**こと、非暴力的な規律の維持に関する意識啓発キャンペーンを行なうことが勧告された〔1－45〕。第2回所見でも、体罰に関する意識啓発措置および苦情申立て手続の整備〔2－36〕のほか、**「生徒および親と連携しながら、学校における問題および紛争、とくに（いじめを含む）学校における暴力に効果的に対応するための措置を発展させること」**〔2－50(b)〕が勧告されている。

しかし、第1回所見で求められた包括的行動計画はいまだ策定されておらず、むしろ児童生徒の「問題行動」に対する「毅然とした対応」のためには、時には体罰も必要であるかのような風潮が強化されてきた。委員会は、第3回所見において「（学校における体罰禁止規定が）**効果的に実施されていないという報告**」があること、1981年の東京高裁判決（水戸五中事件判決）が学校における体罰容認の余地を残したことについて懸念を表明し〔3－47〕、体罰の禁止およびその効果的実施、非暴力的な規律の維持の促進を「強く」勧告している〔3－48〕。いじめに関しても、**「子ども同士のいじめと闘う努力を強化し、かつそのような措置の策定に子どもたちの意見を取り入れる」**ことがあらためて勧告された〔3－71〕。なお、子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究の勧告（2006年10月）のフォローアップもあわせて勧告されている〔3－49〕。

これらの勧告の実施にあたっては、委員会の一般的意見8号（体罰等から保護される子どもの権利）および13号（あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利）のほか、「家庭および学校における子どもへの暴力」に関する一般的討議の勧告（2001年）を十分にふまえることが必要である。

なお、子どもの自殺を防止する目的で**「学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置」**することも勧告されている〔3－42〕。

7 学校におけるプライバシー保護の強化

これまでの所見では、**「とくに家庭、学校、ケアのための施設および他の施設において子どものプライバシーへの権利を保障するために、法的措置も含めて追加的措置を導入する」**こと〔1－36〕、**「個人的通信および私物の検査との関連も含め、プライバシーに対する子どもの権利の全面的実施を確保すること」**〔2－34(a)〕が勧告されてきた。第3回所見では明示的言及が行なわれていないものの、引き続き検討しなければならない問題のひとつである。

8 学校内外における子ども参加の推進

これまで述べてきたさまざまな問題の解決にとりくんでいく際には、子どもの意見表明と子ども参加を基軸に据えることが必要である。「教育の目的」に関する委員会の一般的意見 1 号も、**「学校生活への子どもの参加、学校共同体および生徒会の創設、ピアエデュケーションおよびピアカウンセリング、ならびに学校懲戒手続への子どもの関与が、権利の実現を学習および経験するプロセスの一環として促進されなければならない」**と強調している（パラ 8）。また、とくにいじめ問題への対応にあたって子どもの意見を取り入れる必要性が指摘されてきたこと〔2 − 50(b)・3 − 71〕は、先に見たとおりである。

第 1 回所見でも**「社会のあらゆる分野、とくに学校制度において、一般の子どもたちが参加権（第 12 条）を行使する上で困難に直面していること」**に懸念が表明されていたが〔1 − 13〕、第 2 回所見ではとくに詳細かつ具体的な勧告〔2 − 28〕が行なわれたので、以下に引用する。

28. 委員会は、条約第 12 条にしたがい、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

(a) 家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重を促進しかつ子どもの参加の便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ることを確保すること。

(b) 子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して意見を考慮されかつ参加する子どもの権利について、とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者および社会一般に対し、教育的情報を提供すること。

(c) 子どもの意見がどのぐらい考慮されているか、またそれが政策、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと。

(d) 学校、および子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること。

とりわけ、(c) 子どもの意見が及ぼしている影響の定期的評価および (d) 子ども参加の制度的保障に関わる勧告は重要である。第 3 回所見では、「一般的意見 12 号（2009 年）に照らし、あらゆる場面……において、自己に影響を及ぼすあらゆる事柄に関して全面的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化する」ことが一般的に勧告されるに留まったが（パラ 44）、第 2 回所見の勧告も踏まえた対応が求められる。

また、委員会が第 3 回所見で言及している一般的意見 12 号（意見を聴かれる子どもの権利）ではパラ 105 ～ 114 で学校に特化した指摘がなされている。とくに次のような指摘をふまえて学校における子ども参加をすすめていくことが必要である。

110. 意思決定プロセスへの子どもたちの着実な参加は、とくに、学級会、生徒会、な

らびに、学校理事会および学校委員会への生徒代表の参加を通じて達成されるべきである。……これらの権利は、それを実施しようという公的機関、学校および校長の善意に依拠するのではなく、立法に掲げられる必要がある。

111. 締約国は、学校に留まらず、教育政策のあらゆる側面について地方および国のレベルで子どもたちと協議するべきである。これには、教育制度、子どもたちに「2 度目のチャンス」を与えるインフォーマルなおよびノンフォーマルな学習上の便益、学校カリキュラム、教授法、学校の構造、基準、予算策定および子ども保護システムの子どもにやさしい特徴を強化することも含まれる。

このほか、第 2 回所見では、高校生の政治活動を禁止する通達（1969 年）の撤回をはじめ、子どもの表現・結社の自由を強化するための措置も促されている〔2 − 30〕。あわせて検討が必要である。

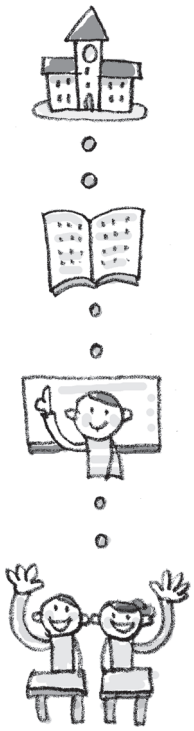

Report 3

児童虐待対策と親権の問題

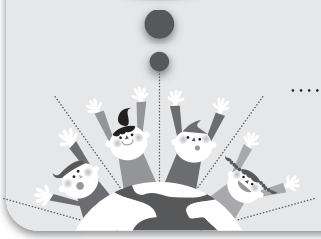

日本大学文理学部社会福祉コース 教授　井上　仁

はじめに

虐待対応などにおける児童相談所の敏速な対応や措置中の子どもの権利擁護の必要性などから、親権に関わる法改正（民法・児童福祉法・家事審判法・戸籍法等）がなされ、2011 年（平成 23 年）6 月 3 日に公布をされた。今回の法改正の主な点は、民法改正による親権の停止制度（2 年以内）、民法及び児童福祉法改正による親権停止等の請求権者の見直し、児童福祉法改正により児童養護施設長等の権限と親権の明確化、児童福祉法及び民法改正による未成年後見人制度の規定、児童福祉法改正による里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行に関する規定などが行われている。

児童福祉司や施設職員であったころに、親権の問題にぶつかり、子どもの権利擁護における民法の規定にもとづく限界を多く感じていた。たとえば子どもが入院をして手術が必要な時に、親権者の同意が求められたので保護者にお願いしたところ「勝手に施設入所させたのだからそっちで好きにすればよい」と門前払いをされ、ひたすら頭を下げお願いをしたことなど思い出される。

法改正され一時保護や施設入所時の親権の行使が、児童相談所長や施設長に認められたことは前進ではあると思うが、子どもをいつか家庭に返したい、子どもにとって家族が失われることはできるだけ避けたいと考えると、法の規定に沿った対応を取ることが、子どもの最善の利益にかなうかどうかの問題は依然残されたままであると思う。保護者へ専門的対応をし、家族支援のなかで子どもの居場所としての家族を再構築していくには、より専門的対応ができる児童相談所や自治体の子育て支援の人材育成などの課題も併せて解決されなくてはならないと思う。

このような課題もふまえて、子どもの安全を確保する目的で行われた今回の法改正をふまえ、子どもの権利と親権の問題について考えてみたい。

1　子ども権利と親の権利

（1）子どもの権利条約における家族と子どもの権利

子どもの権利条約では、子どもの最善の利益を確保することを国や自治体・保護者の責務として定め、子どもの福祉のためのケアの推進を図るために国に立法的な措置を取るように求めており、批准国としては我が国もその責務から逃れることはできないのではあるが、児童福祉法の規定は保護を前提としたままであり、民法

における親権にともなう監護権や懲戒権なども見直されない状況が続いてきた。

子どもの権利条約でも子どもの基本的権利として家族の中で育てられることが一番大切であり、そのために親や国などの努力が求められている。

子どもの権利条約の前文には「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきである」「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」（ユニセフ訳）と記され、家族の存在を子どもの成長を支える根幹とし、その家族を支援することで子どもの権利を守ることを目指すことが明記をされている。

しかし、それは子どもが親の隷属物として扱われることではなく、「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」のであるから「父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。（第５条）」としている。

子どもの権利条約への批判的な意見として、子どもの権利条例は親権を侵すものであり、親の子どもへの権利（しつけや懲戒権）を制限するものであるとすることも耳にするが、条約の趣旨をきちんと読み取ればそのような批判は当たらないことは明白なことであり、むしろ家族で慈しまれる子どもの権利をより明確にしており、家族分離などでは厳格な法的手続きを求めるなどしている。第９条の規定では「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。」としていることからも明らかである。

（2）児童虐待対応等における日本の親権の課題からの法改正

民法に定められた親権の基本的理念として、我が国の家族主義（家族による相互扶助的福祉）に基づく子どもの監護権や養育権が規定をされ、保護者（親）の権利が絶対的なものとして定められている。そのために親権の絶対性は、親側の権利擁護の側面が強く、子どもの権利擁護（利益の確保）としての側面は弱いものとなっていた。親の監護権が最大限に尊重され、子どものしつけにおける最終責任を親に求め家族による相互扶助を子ども育成の基盤として、家族以外からの子どもへの干渉を極力排除してきていた。

子どもにとっての家族の重要性については異

議を挟まないところであるが、子どもと親の関係で子どもの最善の利益の確保や子どもの基本的権利の確保という点では、その決定権が家父長に委ねられる家族制度の考え方が問題とされよう。このような背景を持つ家族観により、親から子どもへの暴力や虐待などによって子どもの権利が侵害されているときに、親のしつけの権利として暴力の必然性が声高に主張され、親が子どもをしつける権利としてすべてが認められているかのような親権の拡大解釈がなされることも多い。

法改正前までは、要保護児童の対応（児童虐待への対応等）において、施設措置などにおいても保護者 (親権) の承諾が求められたり、子どもの安全を確保するために医療機関 (特に手術) での保護者の同意が求められるなどして、必ずしも子どもの利益や安全確保において敏速に対応しにくい制度があった。

さらに一時保護中や措置中の子どもの医療にかかわる同意などにおいては、親権者の同意が必要とされ、子どもの健康を確保するために必要とされる手術（輸血等の措置等）や投薬、予防接種なども同意が得られないために施設や児童相談所が超法規的な対応を余儀なくされ、親権者からの訴えにより裁判となる例もあり、親権者への対応では必ずしも子どもの権利優先の原則が貫けない状況にあった。

2　増え続ける児童虐待の現状

今回の法改正の背景には、増え続ける児童虐待がある。社会保障審議会児童部会等の指摘を待つまでもなく、児童虐待の深刻化は明らかである。

厚生労働省の発表によると、2010 年度の児童虐待相談件数（児童相談所）が 5 万 5 千件を超え、前年の 25％増であったとのことである。＊表参照

児童相談所への虐待相談のうち実際に児童相談所が保護するなどするケースは約 2 割弱で、被虐待のケースや在宅での見守りケースが約 8 割ぐらいであるとの報告もあり、これらの数字がすべて児童虐待であるとはならないが、毎年増え続けていることには変わりはない。

虐待され死亡した子どもは、0 歳児が 20 人（40.8%）と最も多く、0 ～ 5 歳児が死亡事例の約 9 割（43 人）であることが報告されている。虐待をされ命を失った子どもも増え続けており、児童虐待の増加に歯止めがかかっていない現状が見えてくる。児童福祉司の増員など行われているが、その効果が表れているといえない現状がある。

国は、要保護児童対策協議会などの地域ネットワーク型支援を根幹として、「こんにちは赤ちゃん」事業や要支援家庭訪問事業など、児童虐待防止と次世代育成支援（少子化対策）を展開しているが、こと児童虐待対策においてはその効果を示しているとは言えない現状が続いている。

児童虐待　児童相談所相談受付件数

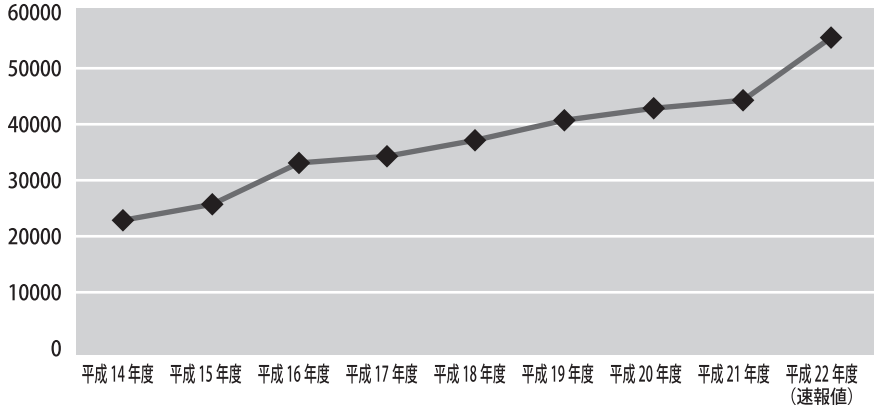

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度（速報値）
件数	23738	26569	33408	34472	37323	40639	42664	44211	55152

厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告より
平成 22 年度統計は宮城県・福島県・仙台市分を除く速報値

相談件数対前年比

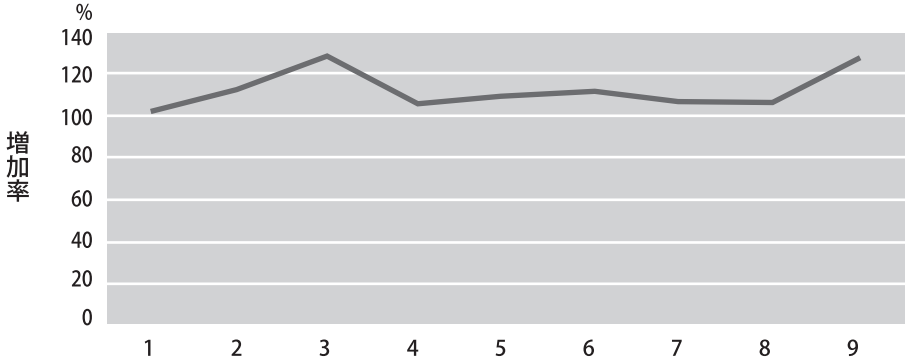

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
対前年比	102%	112%	126%	103%	108%	109%	105%	104%	125%

3 法改正前の児童虐待対応としての施設措置等における親権の問題

児童相談所は、児童虐待からの救済措置として家族の分離を選択せざるを得ないときに、子どもの安全確保を最優先して対応することが求められ、一時保護から児童養護施設・里親等への措置を行うことが求められる。国は、そのために児童相談所運営指針を策定して児童相談所の対応の指針を提示してきている。

（1）親権停止の新設

児童相談所運営指針（2010年3月31日）によれば、一時保護の決定に当たっては、原則として子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活等について説明し同意を得て行う必要があるが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではないとしている。保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引き取りを求めてきたとき、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも、一時保護を行うことができるとされ（厚生省令1961年6月30日児発第158号）、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行うことを児童相談所に求めている。実際に一時保護を実施する手続きについても、児童虐待防止法の改正により、保護者の児童相談所への出頭要請や強制的な調査の実施が規定をされ、上記の目的が児童相談所で実施できるように法制度化をすすめてきている。

親権者の子どもの面会や引き取り要請についても、一時保護をしている子どもについて、家庭裁判所に対し児童福祉法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるとしてきていたが、一時保護後の対応では、子どもの入院等への対応で親権者の同意が必要になるケースも多く、その後の保護者等対応を考えれば児童相談所としては、できる限り強権的な対応をとることをためらう傾向にあることは想像に難くない。

そのうえで今回の法改正では、これまでの児童福祉法第28条に基づく家族分離の請求だけでなく、児童相談所長は、親権の一時停止の請求がおこなえるようになっている。これまでは親権の喪失請求しかなく、家族への復帰などの家庭を得るときに親権を喪失させることは、家族復帰のインパクトとなり選択することのためらいが大きかった。また、親権喪失の請求要件にしても厳格化されており、児童虐待等の対応での適用には難しい側面があり、むしろ児童福祉法第28条のみが考慮される状況が多かった。

今回の法改正で、児童相談所長は親権停止の期間が児童福祉法28条の家族からの分離等同様に2年間の制限が付くこと（家庭裁判所の審判の必要性）で、子どもへの親権者による権利侵害からのプロテクトがとりやすくなったことは確かなことである。しかし、児童虐待からの救済において児童福祉法第28条による家族分

離の請求についても、相談機関としては最後の手段と考えざる得ない側面があり、家族関係の修復を行う中で親権停止措置がどのような意味を持つのか、児童相談所等の実際の対応を見ていく必要があるように思う。

（2）措置の課題

子どもの措置にあたっては、児童福祉法第 27 条第 4 項の「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」とされ、基本的には親権者が反対の意思を表明している場合には強行できないという意味で、児童相談所は基本的には親権者の同意をとることが求められ、児童福祉司は、児童福祉法 28 条（家族分離の請求をする）ケース以外では非常に多くの苦労を重ねており一時保護期間が長引いている一因でもあると思う。

児童相談所運営指針では、親権を行う者又は未成年後見人の承諾を得ない限り措置の決定ができないという意味ではないとはしているが、できる限り承諾が得られるよう努めることが必要であるとし、実際に施設措置後の保護者との関係を保つうえでも措置にあたっては保護者との関係性を維持しなければ措置中の事由（予防接種や手術等）への対応が困難となるために、保護の同意を前提としなければならなかった。

今回施設長が子どもの監護等に関して必要な措置を取るときには、親権者として対応できるように民法や児童福祉法が改正されたことは、前記の課題の一部の解決にはなっている。実際に子どもの生活を担う（監護をしている）施設が親権を代行しているが、それはあくまでの代行であり親権者のいない子どもの親権の行使については、未成年後見人を立てるなどの法的な手続きをとり、実際に監護している者に親権がない不自然さが生じていた。今回の法改正では、その点が解消され、施設や里親を唯一の居場所とする子どもにとっては、その利益が確保されるという面では評価できると思う。

また、児童虐待などにより家族分離を余儀なくされた子どもについても、親権者は施設長のおこなう処遇の妨げをしてならないと明記されるなどとしており、これまでの親権者との対立による対応が施設に一方的にゆだねられていた現状からは一歩前進であると思う。

それでも施設が子どもの家庭復帰を目指していくときに、法の規定があるからと一方的な対応をすることは、親権者との信頼関係の構築を遠ざける結果となることは明白であり、施設での対応の難しさには変わりはない。

4　児童虐待と懲戒権

民法の今回の改正で監護及び教育の権利義務（民法第 820 条）において、子どもの利益のために子の監護及び教育を行うことが親権者の権利であり義務とし、子どもの利益としてこれらを行うもとして規定をされた。子どもの利益という概念が持ち込まれたことは、子どもの権利条約に示された子どもの最善の利益の実現を国や親に求めていることが反映されたと考えれば、子どもの権利実現に向けた小さな一歩と考えることができる。

また、子どもの利益を実現することが親の義務として明記をされ、児童虐待防止法が認める子どもの人権への侵害を民法も追認したことに

なることは評価できるのではないか。

その一方で、民法 822 条に規定される懲戒権については、教育や看護に必要な範囲で行使できるとされているが、この懲戒権がどこまでの範囲で認められるのかあいまいであり、児童虐待防止法による虐待の定義などに基づけば、家族主義的な懲戒の概念（暴力を伴う懲戒）は否定をされているわけであるから、懲戒権の内容をさらにあいまいにしているのではないかと思う。

法改正により旧民法第 822 条にある懲戒場に入れる規定がなくなったことは評価できるが、そもそも少年法による審判や児童福祉法における措置などによる施設入所措置があるなかで、親の判断で懲戒場に子どもを入れるという家族主義的な懲戒の方法が存在をしていたことはある意味驚きでもあった。

子どもの権利条約第 5 条では「その児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」としており、指示や指導で子どもの成長を支えることを親の義務としている。懲戒という概念を持たずに指導をするという概念には、指導に従わない場合の指導も含まれることから、懲戒を行うことで従わせるという考え方ではなく、子どもの意見を聞きながら子ども自身がエンパワーメントをする（自分で問題を解決しようとする力）ことを支援していくことを求めていると、子どもの権利条約の意見表明権の規定や参加の概念からも解釈できる。

我が国では、家族主義的なしつけの概念のなかで、親に子どもの管理監督の責任・義務を押し付けるなかで、親が追い詰められ、子どもを無理やりコントロールしようとし、思うようにいかないときに力による強制を余儀なくされ児童虐待を招いているような風潮も否定できないと思う。

施設養護における施設長にも懲戒権が認められることは、処遇が管理を招き、懲戒権の濫用は諌められているものの、懲戒という施設長の権限が行使される中で、児童虐待などによって人権の侵害を受けた子どもが力関係に基づく懲戒を受ける構造が温存されたことは、子どもの権利回復も目的とする施設処遇に一抹の影を落とすことになると思う。子どもの成長過程に合わせた専門的な処遇（指導）によって、子ども自身がエンパワーメントできるようにすることや力関係に依存しない人間関係を再構築するためには、懲戒という概念は否定されなければならないのではなかろうか。

懲戒という非常にあいまいで、かつ子どもにとって強権的な懲戒という概念を用いずとも子どものしつけの概念が子どもの教育・指導とし、そのことを親の責務とすることで事足りるのではないかと思う。

5　子どもの権利実現に向けて

子ども権利条約の考え方を反映した民法や児童福祉法の改正を抜本的に行うべきであり、今回の民法改正でも示されたように子どもの利益に最大限配慮をした法体系や救済制度の構築をするべきであると思う。今回の法改正が児童虐待の子ども権利救済において有効な内容であることは疑いのないことではあるが、少なくとも子ども自身がエンパワーメントし、社会参加を

実現する中で権利実現に立ち向かことができるような（支援できるように）、「子どもの権利基盤」に基づく法制度を確立するべきである。

合わせて子どもの権利救済にあたる児童相談所等の専門機関が、子どもの権利擁護を基盤とした救済（ケース）のマネージメントをする専門職の養成をすることが不可欠である。法制度は整っても運用するワーカーが不在では、これらの法改正も絵に描いた餅である。児童相談所のワーカーの多くが、行政職の異動により補充されている現状では、児童相談所の専門性は社会的認知を受けられず、子どもの権利救済の機関としてその役割果たすことはできない。子ども権利救済にあたる専門職の養成と任用の義務化などを進めなければ法改正をしても意味のないことである。

参考文献

厚生労働省社会保障審議会児童部会 児童虐待防止のための親権制度研究会報告書

法務省法制審議会 児童虐待防止関連親権制度部会 報告

日本弁護士会 親権制度見直しに関する会長声明

子どもの権利条約 ユニセフ訳

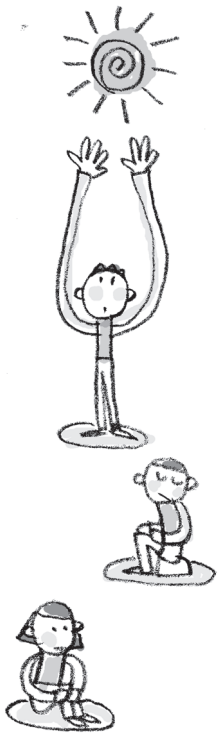

Report 4

第10回「子どもの権利条約具体化のための実践」
助成事業報告⑥

子どもがつくる こどもだけのまち「ミニタウン 2010」

宇都宮子ども劇場 理事　子どもがつくる街担当　高井　知美

1　背景と目的

かつて、子ども達は「遊び」からたくさんのことを学んできました。しかしながら、昨今の子どもを取り巻く生活環境や遊びの変化に伴い、様々な年齢の子どもが群れて遊んだり、ゆっくりと子どもだけの時間を楽しむことが難しくなってきました。このことは、コミュニケーション能力、自己肯定感の低さの一因とも言われています。

「人を育てるのは人」このミニタウンは、たくさんの仲間と出会える街です。失敗しても何度でもやり直せるし、小さな成功は大きな自信に繋がることでしょう。

遊びの街ミニタウンに参加した子ども達が楽しみ何かを感じ、それが心の成長の一助になればと思います。そして、ミニタウンに携わったおとなが、子どもが持つ大きな力を信じることができる存在となり、子どももおとなも信頼し会える街作りに少しでも役立つことが出来ればと思います。

宇都宮子ども劇場は設立以来、子ども達と優れた舞台や音楽を鑑賞すること、遊びや自然体験を軸に活動しております。さらに子ども劇場会員だけでなく、もっと多くの子ども達やおとな達に遊びの大切さ、群れて遊ぶことの重要性を知ってもらいたいという目的で、昨年より子どもがつくる街「ミニタウン」を開催しています。ミニタウンはルールから街に並ぶ店屋や施設の計画、準備、当日の運営片付けまで子ども達の手で行われます。決定権は子どもにあり、おとなは子ども達の計画の実現の手助け、危険回避の役割を担います。

このミニタウンの開催は、子どもの権利条約第 31 条の「遊び」の充実と同 12 条「子どもの意見の尊重」の場の拡充に繋がっていると考えています。

2　活動の経過

2009 年 10 月 10 日 第 1 回 子ども会議

- 開催日時、開催場所の候補地を挙げる
- 宣伝方法の検討

11 月 22 日 第 2 回 子ども会議

- 開催日時、開催場所、実行委員長決定
- 前回からの改善事項とその対策を検討

12 月 21 日 第 3 回 子ども会議

- 街の店と店長を決める

2010 年 1 月 17 日 第 4 回 子ども会議

- ルール決め
  入場時間、対象年齢、店長交替方法、おとなタイムの時間、

1 月 31 日 第 5 回 子ども会議

・ 店担当の見守りおとなスタッフと店長顔合わせと打ち合わせメニュー、準備する道具、準備する食材

2 月 28 日 若草アリーナで練習会と第 6 回子ども会議

・ 食べ物系の店を中心に試作会、店の配置図づくり

3 月 7 日 第 7 回 子ども会議

・ 店長交替方法
・ おとなタイムについて

3 月 21 日 第 8 回 子ども会議

・ お金のデザイン決め
・ ルール決め
　店長不在時の対応
　店長の役割確認
・ 遊びコーナーの充実
　ゲーセンコーナー報告
　女の子の遊びコーナー決め
　おとな指導の手作り工房の採用

3 月 26 日 「ミニタウン」の横断幕作り

　市民カード作り
　お金の裁断

3 月 29 日 ミニタウン学校リハーサル、第 9 回 子ども会議

　最終打ち合わせ

3 月 30 日 ミニタウン当日

　おとな見守りスタッフ 36 人
　中高生スタッフ 25 人
　参加者 230 人
　おとな見守り隊研修会 鹿沼のフォーラム
　ミニさくら 中村桃子
　翌日、中村桃子さんを宇都宮子ども劇場にお招きし勉強会
　2 月 24 日ミニ市川の勝部さんをお招きして勉強会

3　成果

市川の勝部さんをお迎えし、市川で子どもがつくる街をやろうと思った理由が、宇都宮同様、昨今心配されている日本の子ども達のコミュニケーション能力と自己肯定感の低さを心配しての事だったと知り、この行事開催への自信が高まりました。市川では準備段階から地域を巻き込む活動をしたり、当日子どもの送迎で来た親御さんをミニ市川のスタッフに勧誘したりと、いずれも丁寧に子どものつくる街の開催意義を説明し、7 年かけ遊びの大切さ、子どもの意見の尊重ができる街へと変化が見られる、という話を聞き、我が街ミニタウンもそんな可能性があるのかと 3 回目以降のミニタウンのあり方を考えさせられました。

昨年、ミニタウン開催へ向け手探り状態で重ねてきた子ども会議を昨年の 15 回から今年は 9 回に縮小、会議内容も子どもの集中力を考え話し合いは正味 1 時間とし、前後や合間に遊びタイムをいれました。実行委員会参加メンバーを当初より 4 年生以上とし、子ども会議の効率もアップしました。

申し込み開始から 5 日間ほどで、参加申し込みが 200 人を超え、運営上のことを考え〆切、数十名程お断りする事態となります。昨年、参

加して楽しかったと今年も参加する子、友達をたくさん誘って参加する子、春休みのため学童保育で参加する団体、と嬉しい反響となりました。

以下、こどもアンケートより「ミニタウンで楽しかったこと、良かったこと、好きなところ」

・自由気ままにできること、親に注意されないこと、おとなが口出ししないこと、働いてお金を貯めて好きなだけ物が買えること、友達と協力して出来たこと、作った物を美味しいと言ってもらえたこと、一生懸命働く子どもを見て勇気をもらい癒された、友達が出来た、たくさんのお友達と触れ合えたこと、いろいろな職業が出来ること、自分たちでできること、働くこと、パンが全部売れたこと、お客さんがたくさん来たこと。

→子ども達が自分たちでつくり上げた街をとても楽しんだことが伝わってきます。新しい友達を作った子もいます。先日のこども反省会では参加者の 15 才の男の子から「たくさんの人と遊べて楽しかったです」との感想が聞け、この街で子ども達に一番伝えたかったことが、子ども達には伝わったという手応えを感じました。

ミニタウンは小学生中心の街ではありますが、各店には 1 ～ 2 人の中高大学生を小学生のサポート役に入れています。この子達がやがて、子どもの持つ力を信じられるおとなに成長してくれればと願っていますし、子どものサポート役で各店を担当したおとなには昨年の「口出し禁止」のお願いをやめ「一緒に街をつくる仲間という意識」でサポートをお願いしました。この結果、昨年よりも自然に子どもと接することができたようですし、こどもアンケートにも「いてくれて良かった、分からないことを教えてくれて助かった、すごく良かった、いなければできなかった、話してておもしろかった、衛生面では注意されたけど他は好きにやらせてもらった、見守ってくれた」とミニタウン 2 回目で、おとなが見守り方を心得てきた様子が伺えます。

以下、当日おとな協力者アンケートより

・子ども主体のミニタウン。子ども達の力、パワー、可能性を改めて感じました。実行委員長が 5 年生と聞き、責任・信頼を持たせるとこれくらいはできるんだなあと思いました。様々な年齢の子ども達がお互いを考え、思いやりながら、関わっている姿はとても良く、遊びながら疑似社会体験もできるミニタウンの可能性は素晴らしいと思いました。また、子ども達を見守りながら支えるおとな、保護者の方々の協力がなくてはできなかったと思い、そのこともいろいろな方が子どもの成長を見守っていくことに繋がり、とても大切な事だと思いました。

・旧店長が見込みのある子を育て上げ、新店長を誕生させました。見極めた目に関心しました。新店長をはじめ、数人の店員が生き生きと働いていました。中身がなくなると「なんにもない焼き」として売り出したり、油多めの「油焼き」なるものを考え出

す子もいて、工夫する姿が見られました。（タコ焼き見守りおとな）・知らない人同士でも、お客さんから注文を聞き、協力して調理にあたっていたと思います。1人で参加していた男の子もお客さんが大勢きて忙しそうに働いているときが、嬉しそうで生き生きとしていました。

→子ども達の一番身近でサポートしたおとなのアンケートです。街の運営上「効率、見栄え、成功」は大切な事ではないと心得、根気強く子ども達の姿を見守ってくれました。子ども達の発想の豊かさ、我が子の子育てだけでは分からない発見があったにちがいありません。このような人たちがたくさん増えることにより、我が子や地域の子に対しても温かく意見を尊重出来る社会作りに貢献していけるのではないかと思います。

以下、保護者アンケートより

・参加した娘たちが「店員としての責任を果たした」という充実感いっぱいに体験の様子を話してくれたことが嬉しかったです。

・実行委員として、カフェのスタッフとして準備から携わり「包丁とボールを持って行くんだ！」「おとなタイムにはコーヒーを作るんだ！」と、とても楽しそうに関わっておりました。当日はカフェで忙しそうに働く姿に感動。遊びとはいえ、彼女たちは真剣にミニタウンにとりくんでおりました。準備から、買い出し、当日の運営を根気強く見守ってくださった担当の方に本当に感謝致します。（カフェを担当した娘の母）

4 これからの課題

今年、新設したおとなタイムでは、ミニタウン参加者の7組の親子が入場、おとなの学校でミニタウン開催主旨、街のルール、おとな入場上の注意を聞いた後、ミニタウン通貨300モアを手にし街へ繰り出していきました。30分という短時間の入場にも関わらず、我が子が活動する姿を間近に見ることができ、楽しかったと満足そうでした。主催者側としては、異年齢の子ども達で群れて遊ぶこと、子どもの成長にとり非常に大切であること。おとなのお膳立てで楽しむのではなく、子どもの考えがいかされる経験をすることで、子ども達は自信をつけていくというミニタウン開催主旨を直接参加者の親御さんに伝える良い機会と考えていましたが、参加したおとなは7組と予想より少なかったことが残念でした。子どもの笑顔とともに、遊びの大切さ、意見の尊重の大切さをどのように親御さんにつたえるか次回充分に検討したいと事です。

また、開催日が1日間ですが、子ども達は2日以上を希望しています。3回目となる次回は、資料の充実やおとなタイムの再検討などノウハウの確立を行い、4回目以降に2日以上できるか検討し、ミニタウンの更なる充実を図っていきたいと思っています。

Report 5

第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」
助成事業報告②

人権を語り合う中学生交流集会'10

「人権を語り合う中学生交流集会」実行委員会
代表 城西中学校　吉成　正士

はじめに

中学生が学校やクラスの枠を超えて人権について話し合おう。誰にも話せず、悩んでいる仲間がいないか、苦しい立場に立たされている仲間がいないか、自分たちにできることは何だろうと考え，話し合う場として「人権を語り合う中学生交流集会」が始まった。当初は近隣の数校が寄り合い交流を続けていたが年を経るごとに参加校、参加人数も増え、現在に至っている。

中学生が主に生活の場としている学校で今現在起こっていること、また、近隣の中学校が急務としている同和問題の解決，部落差別の解消を話し合いの中心として活動している。自分たちだけが悩んでいるのではない、自分たちだけが活動しているのではない、自分たちと同じ悩みや問題に直面し、強い気持ちで進んでいこうとする同世代の仲間たちが集うこの交流集会を紹介したい。

■参加校　参加人数
徳島県 9 校　香川県 3 校　鳥取県 3 校
中学生　のべ 275 人
一般・教職員　のべ 74 人　　計 349 人
（第一回実行委員会から本大会までののべ参加人数）

本大会全体の進行

■講演会・全体会午前の部

演題『今，中学生に伝えたいこと』

徳島県内在住の青年 2 人によって、自分たちが中学生当時何を考え、どう感じていたかを講演いただいた。中学生当時、同和問題学習を通して学級・学年全体の絆を深めてきたこと、一つ一つの人権問題が結局は 1 つにつながっていたことを学んでいく中で、人を大切にすること、何より仲間を大切にすることを中学時代に培ったことを講演いただいた。

自分たちがおとなになり、社会にある不合理なことに気付き、もがく中で何が正しいのか、何が問題なのか、当時の仲間たちと語り合いことがたくさんあることを示してくれた。

いまここで、自分たちの本音を語ることが将来の自分たちの背骨になることを聴き、自分たちが話し合うことの大切さ、今日初めて合う仲

間もいるが、目的は、同じ事を感じ取れる事がわかった。

質疑応答では、中学生の率直な質問にとまどう部分もあったが、話してみること、仲間をつくることの大切さを常に訴えかけられていた。

■全体会午後の部Ⅰ

好きですか。暴言をはく自分の姿

「Ｈ」中学校３年 d

悪口のループ

「Ｇ」中学校３年 c

命を救うために

「Ｙ」中学校３年 e

おもに中学生の身近な人権問題である「いじめ」について話を進めていった。問題提起として、3 人の中学生が自身のいじめ体験や学校でいま起こっていることを発表した。自分たちの今の課題であるだけに活発な討議が行われ、とらえ方の違いや考え方の違いをどのように話し合って解決していくか。自分たちの思いを語り合った。

■全体会午後の部Ⅱ

同和問題を学んで思うこと

「Ｇ」中学校３年 k

自分と恩師と親父と部落

「Ｙ」中学校２年 l

私と母の願い

「Ｔ」中学校３年 m

今なお残る同和問題の解決をめざして部落差別の現実を話し合った。時限立法が切れた今、同和問題が見えにくくなっている事、しかし、差別がなくなった訳ではなく、ふとした瞬間に大きな問題としてクローズアップされる事を考えた。自分たちの立場を自覚した 3 人の中学生が、過去ではなく今の問題として、部落差別を捉え、差別解消に向けてどのように活動しているか発表した。

会場からはさまざまな意見が発せられたが、部落差別を「ヒトゴト」として捉えていた反省の言葉や、部落差別の不合理さに憤りを感じる意見、自分たちだけでなく、広く差別の実態を知って欲しいという意見など、同和問題・部落差別が今なお残る人権課題であることを再認識した。

差別の解消に向けて、自分たちがとりくめること、自分たちの今の現実を語ることで、差別解消に向けての取組ができることを考えていった。

●生徒感想●

《中学校３年》

今日の発表は聞っきょっておもしろかったし楽しかった !!1 回発表できて良かった。部落で差別を受けても、自分に胸を張って生きていきたい。そのためには、部落のことをみんなに知らせていきたい。そして部落は決して悪いところじゃないことを教えていきたい。

《高校１年》

私は今年 2 回目で，去年とはまた違った、とてもいい集会になった。まずＢさんとＡさんの講話を聞いて 1 番耳に残っているのが、“どちらかの車輪が動かなければ進まない” 部落の人

たちだけが行動を起こしても，部落でない人も理解して行動をしないと前に進まない。差別はなくならない。でも、そのためには，誰かが始めなければ一歩目は出ないし、1人から2人、2人から3人と増やしていって成功することだと思う。今日，私が一番感動したのは、Cさんの話で、“子どもたちは頑張らなくてもいい。”“悪いのはそれに気づいてあげられないおとなだ。”私は涙が出そうだった。Cさんの講演を聞いたことで、1人の女の子を助け、その女の子が将来また誰かを“助けたい。”とてもすごいことだと思った。私は、その女の子のいじめに対しての、母親と教員の態度にびっくりした。少し前にいじめで自殺しようとした生徒がいたのに、もっと気をつけていなければならないのに、言ってはいけない気もするけど、バカじゃないかと思った。私はこの話を、この高校の教員だけでなく、全国のおとなたちに聞いてもらいたいと思った。私は、子どもが“助けてほしい”と勇気を出して言っているのに、それを受け入れてあげないおとなたちの気持ちが分からない。私は、自分の周りにそういった訳の分からないおとながいないと願いたいと思った。

《中学校教員》

生徒たちの人権に対する意識を高める、またはそのためのちょっとしたきっかけにでもなればと思い参加しました。普段の学校生活では真面目とは言えない子どもたちも、同級生らの発言に刺激を受け、立場を宣言し、それに負けないという気持ちを強く持てたり、いじめや差別を見つけたら注意するという気持ちを人前で発表することができ、自信を持つとともに、自分の身のまわりについて振り返ることができ、すごく有意義な時間を過ごすことができました。全然知らない子たちと交流し、自分を解放できることはいいことだと思いました。また、ここまで学校全体でとりくみ、生徒たちの意識の高さから、私自身もっともっと、子どもと正面からぶつかり、他の職員にも人権・同和教育を推し進めていかなくてはならないと思いました。会を支えた生徒のみなさん、ほかスタッフの先生方、本当にありがとうございました。

《中学校3年》

まず、すごく中身が濃かったです。中学校の話し合いとは正直、レベルが違うというか…。世界は広いと本気で思いました。意見言った後、すぐ「はい」と手を挙げることができるのに感動しました。そして今日、みんな大活躍って感じで、本当によかったです。今回初めて来たけど、1年生と2年生の時も来たらよかったーと思いました。BさんとAさんのお話もすごく楽しかったです。人権の話って、まじめで暗いイメージがあったけど、2人の話とかみんなの話を聞いて、明るいイメージにちょっと変わりました。自分以下を求める心、みんなにもあるし、もちろん私にもあると思います。だから、自分自身としっかり向き合えるようにもう一度考えたいと思いました。

《中学校3年》

僕が「人権」ということに出会って早くも3年。この会は、僕に「人権」を教えてくれたんだと思います。1年目はこの会の途中から体調を崩し、2年目は開会行事の司会で、討議の時

は手は挙げられず、後悔ばかりだったけど、3年目の今年は副実行委員長になり，討議の時も発言がたくさんできた。この会は僕に「友達」ではなく、「仲間」をくれた。この会は、参加してくれた学校をつなげたんだと思います。僕は来年も、再来年も，この会があってほしいと思います。毎年必ず行きます。

《中学校 3 年》

本大会が始まるまでは長かったけど、本大会をしてしまうと，短かったです。僕は今年、実行委員長をやらせてもらって、本大会までのいろんな大変なことが分かりました。講師のＡさん、Ｂさんからは、また昨年とは違う感じで講演をしてもらい、途中からＣさんに少し話をしてもらったりと、たくさん勉強になりました。今年初めて発表ができて嬉しかったけど、あんなこと言って良かったのかなと少し不安でもあります。今年、実行委員長や講師さんから学んだことを、2 学期の道徳や高校生になってからのはずみにしていきます。だけど、ちゃんと実行委員長ができたのか、できてないのかがとても不安です。来年、Ｔさんが活躍することを願っています。

《中学校 3 年》

自分に自信を持つことが大切。今日はとても中身の濃い話し合いでした。3 Ａではなかなかできないことですよね。話し合い開始と思ったら、場は凍りつくし，やっと盛りあがってきたと思ったら、「キーンコーンカーンコーン」と、チャイムの音。でも今日はとてもよかったです。やっぱり人が 100 人いれば、同じ意見もあるし、違う意見がある。100 通りの意見があるのですよね。後半は部落のことが主になって話し合いをしました。部落差別とは何かを語り合ったと思います。ＣさんやＤさん、いろんな人の協力もあり、ここまで熱い話ができたと思います。クラスもこんな雰囲気で話し合いをしたいです。今日はスローガンのような話し合いができ、本当によかったです。去年から参加していればよかったなと思いました。

《中学校 3 年》

今日集会に来て、ＢさんとＡさんの面白くて聞きがいのあるお話をまず聞きました。「まず自分と向き合うこと」など、いろんなことを教えてくださいました。新しい講習体制？というか、それがすごく聞きやすかったです。それから意見交換，意見発表，意見交換…と続いていく中で、今日の意見交換は今まで以上にドキドキするというか、体温が上がりました。やっぱり中学校でいるのとは一味違いました。あと、Ｎの司会も面白くて、より一層会場を盛りあげてくれたと思います。それに、途中からＣさんが登場してくださって、2 回目の話を聞くことができました。Ｃさんのお話は、本当に価値があるなぁと思いました。今日はＤさんもお話ししてくださって !! 生で聞いたことがなかったので、すごく嬉しかったです。ＤＶＤで聞くよりも、何倍も気持ちが伝わってきました。今日は本当に参加して良かったです。

《中学校２年》

僕が交流集会で思ったことは、いじめの話になったとき，いじめはされた人も悪いというたことは違うということです。もし、その人に嫌われるようなことをしてしまっても、いじめをするのは度が過ぎていると思ったからです。このことを発表したかったけど，緊張して言えなかったので、とても後悔しています。でもＨさんが、来年もこれを続けてほしいということ言っていたので、来年も行って、絶対発表したいと思いました。

《中学校２年》

今年の「人権を語り合う中学生交流集会」は、とても良かったです。最初の講演では、Ｂさんと Ａさんのトーク（？）みたいな形で、お二方の中学生時代について熱く語っていました。とても勉強になりました。次の意見発表や、それをもとにした討議も行われて、仲間が本当に熱く、真剣に語っていました。僕は作文を読んで、Ｋ中学校やＮ中学校の仲間が僕に感想を返してくれました。とても嬉しかったです。実行委員長が言った，「この会を，続けていってほしい」。この想いを必ず実現させます。来年は、実行委員長めざして、この会にまた参加したいと思っています。先生方、人権教育関係者、その他いろんな方たちにお礼を言いたいです。「ありがとうございます。」そして、意見を熱く語ったみんな「ありがとう。」来年もこの会を続けよう !! ゼッタイに !!

《中学校２年》

今年も人数がたくさん集って、盛大にできたと思います。発表することはできなかったけど、いろんな人たちの考えをたくさん聞けたと思います。ＨさんやＫさんの、「いじめられている人にも少しは原因があるのではないか」という論に対し、Ｂや高校生の人たちの「いじめられている人には原因はまったくない」もありました。僕はＢや高校生の人たちの意見に賛成です。理由は、たとえその人が、人が嫌がることをしていても、いじめてもいい理由にはならないからです。講演をしてくれたＢさんとＡさんは、講演というような講演ではありませんでした。が、とてもすごいし、将来あんな人になりたいと思いました。来年こそは、何かの役について発表をバシバシとしていきたいです。

（本大会参加者感想 一部抜粋）

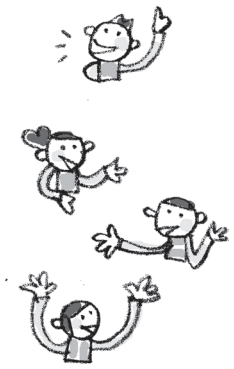

Book 「よくわかる 女性と福祉」　森田明美 編著

ミネルヴァ書房　定価 2600 円＋税

女性が自分らしく生きてほしい、男女平等社会は女性だけでなくだれにとっても生きやすい社会になるはず、というメッセージがあふれている一冊である。執筆者である各分野の女性研究者の熱い思いがつまっていることが感じられる。本著では、女性の各ライフステージにおける社会福祉の現状、課題を簡潔にまとめており、さらにこれまで勝ち取ってきた権利や諸制度を紹介している。女性が社会福祉を必要とする問題に直面した時には情報源としても活用できる。

バブル崩壊後の失われた 20 年が過ぎ、世界規模の経済危機を迎えた今、その負荷は弱者にますますのしかかっている。小さな政府をめざすという名目で社会保障制度が廃止・改悪され、所得再分配がいびつになっており経済格差がさらに開いている。セーフティネットであるはずの社会保障が不十分になり、「自己責任」ということばで経済的弱者が安易に切り捨てられる。

そのあおりを顕著にくっているのがひとり親家庭であり、とくに母子家庭である。その平均所得は 213 万円（2005 年）という、生活がぎりぎりの状況に置かれ、49%のシングルマザーが不安定就労についている。また、障がい者自立支援法の制定により、障がい者は福祉の受給条件として就労を求められることになった。しかし、障がい者の雇用の実態は厳しく、障がい者雇用率制度の普及率が 45.5%（2010 年）という状況にある。条件整備が不十分な中でこのような制度転換は経済的弱者へ負担を強いることに他ならない。

社会保障の前提が、正規社員の夫・専業主婦で子育てがひと段落したらパートに出る妻・子ども、という家庭を前提にしたものからいまだに刷新されていない。いまや女性に限らずライフスタイルが多様化しており、「社会保障制度を個人単位化する必要がある」とはその通り。さらに、「持続可能な福祉社会」とするためには「経済状況によっても左右されない人的ネットワークによるセーフティネットを形成すること」と指摘し、公的機関だけに頼るのではなく、NPO 活動といった「福祉供給アクターの連携システムの中にひとりひとりが早期から積極的に参加する公共意識を育てることが大切」という。

本著を読むと、勉強会をしたり何らかの活動をはじめたいという思いにかられる。そうした際の NPO 法人等の立ち上げ、運営等に係る法規制やその問題点を紹介したり、参加するための情報があると、いっそう実践的な議論ができるのではないかと思う。　（書評：寺澤 環）

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2011 in 泉南

子どもにやさしいまち

開催要項

全体テーマ：「子どもにやさしいまち」の実現

◆日 時　2011（平成23）年9月18日（日）～19日（月祝）

◆会 場　1日目／泉南市立文化ホール
2日目／泉南市立文化ホール、泉南市総合福祉センター（あいぴあ泉南）

◆主 催　「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2011 実行委員会、
泉南市、泉南市教育委員会

◆後 援　総務省、厚生労働省、文部科学省、法務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、
（財）人権教育啓発推進センター、大阪府、大阪府教育委員会（申請中）

1日目　9月18日（日）

13:00～13:30	オープニングセレモニー	
	実行委員会 開会あいさつ	委員長：森田明美
	開催自治体 歓迎あいさつ	市長：向井通彦
	劇 鳴滝小学校演劇クラブ	
13:40～17:40	全体会	
	1部（13:40～16:20）	シンポジウム
	2部（16:40～17:40）	記念講演：森田明美
18:00～20:00	懇親会	

2日目　9月19日（月）

10:00～16:00	分科会	
	①子ども条例の制定と実施	吉永省三／吉岡直子／松倉聡史
	②子どもの相談・救済	半田勝久／福田みのり／浜田寿美男
	③子どもの居場所づくり	浜田進士／西野博之／安部芳絵
	④子どもの参加とその支援	喜多明人／住友 剛／内田塔子
	⑤次世代育成支援地域行動計画における乳幼児期支援の具体化	森田明美／加藤悦雄／国松祐子
	⑥子ども虐待への対応と連携・ネットワーク	荒牧重人／前橋信和
	⑦子どもの貧困・格差と自治体施策	田中文子／岡田耕治／大平 滋
16:15～17:15	各分科会コーディネーターによる総括会議（傍聴可）	

◆費 用　①資料代1000円（全体会のみ参加の場合は無料）
②懇親会参加者は会費4000円

◆問い合わせ・事務局（担当 北島・古藤）

〒590-0526
大阪府泉南市樽井1丁目1番1号　泉南市教育委員会事務局人権教育課
電話/072-483-3672　FAX/072-483-7306
電子メール/jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp

アジア子どもの権利フォーラム 2011
日本大会

子どもにふさわしい世界の創造ー危機的状況下における子どもの権利の実現ー

2009 年のソウル大会の成果を受け継ぎ、アジアにおける子どもの権利条約の実現に向けて、子どもをめぐる状況に関するデータや実態、法・政策、子どもの権利保障に関わるとりくみ・実践などを共有しつつ、子どもの権利に関わる研究の進展を図るため、今年、東京で開催します。

◆日 時　2011 年 11 月 20 日（日）10 時～ 21 日（月）18 時

◆会 場　早稲田大学国際会議場（東京都新宿区）

◆参加予定国　日本、韓国、中国、台湾（チャイニーズ台北）、モンゴル、タイ、カンボジア、ベトナム、フィリピン、インドの 10 の国・地域

◆主催　アジア子どもの権利フォーラム実行委員会
（開催事務局：子どもの権利条約総合研究所）

◆協賛団体　セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、子どもの人権連、国際子ども権利センターほか

詳細は
10 月上旬の HP を
ご覧ください！

1 日目　11 月 20 日（日）　10 時～17 時 30 分

●オープニングセレモニー
●講演：「子どもに対する暴力防止と子どもの権利条約の実現」
李 亮喜教授
（前・国連子どもの権利委員会委員長、韓国・成均館大学校教授）

●第 1 セッション
テーマ「子どもに対する暴力の防止・禁止」
＊座長：甲斐田万智子さん
（認定 NPO 法人 国際子ども権利センター代表理事）
＊報告：韓国、タイ、台湾、カンボジア、日本の予定
●レセプション

2 日目　11 月 21 日（日）　10 時～18 時 00 分

●第 2 セッション
テーマ「災害時における子ども支援と子どもにやさしいまち」
＊座長：木下 勇（千葉大学教授）さん
＊報告：ベトナム、中国、インド、日本の予定
●第 3 セッション
テーマ「災害時における子ども支援と子どもにやさしいまち」
＊座長：森田明彦（尚絅学院大学教授）さん
＊報告：韓国、モンゴル、中国、日本の予定
●クロージングセレモニー
・「アジア子どもの権利フォーラム 2011 宣言」
・閉会のあいさつ

フォーラムに
先立って…

子どもの人権連企画

「子どもにやさしいまち・学校づくり」

11 月 19 日（土）13:30~16:00

Ms. Rita Panicker（インド、NGO）、鳫咲子さん、
子ども・保護者等を交えてのシンポジウム
（日教組と共催）

→終了後 16:00 ～ 人権連総会を予定しています
多数ご参加ください！！

Document 子どもの人権関係の報道と記録から…

【2011.6.1 ～ 2011.8.21】

■ 2011/6/1 【朝日新聞】

震災で転園・転校 2 万人超 福島から他県へ 1 万人

東日本大震災の影響で転園・転校した全国の幼稚園児や児童生徒が、5 月 1 日時点で 2 万 1769 人に上ったことが文部科学省の集計で分かった。被災地から県境を越えて転出した子どもも 1 万人を超えており、文科省は受け入れ先などへ教員やスクールカウンセラーを追加で配置、派遣する方針だ。集計によると、福島県内の幼小中高などから他の都道府県に移った子どもは 9998 人に上った。同県内での転出入も 5473 人に上る。大半が東京電力福島第一原子力発電所周辺から避難したとみられ、計 1 万 5471 人が震災前の学校に通えず、避難先の学校などへの通学を余儀なくされている格好だ。津波で沿岸部の学校が被災した岩手、宮城県でも、県内外での転出入はそれぞれ 969 人、3980 人に上った。被災地からの受け入れは埼玉県が最多で 1311 人。新潟県 1205 人、東京都 1199 人と続く。原発周辺の住民を集団で受け入れているほか、親戚などを頼って引っ越してきたとみられている。

■ 2011/6/17 【産経新聞】

就労支援の必要性強調 子育て白書、結婚促進で

政府は 17 日の閣議で、平成 23 年版「子ども・子育て白書」を決定した。経済的な理由から結婚に踏み出せないことが少子化の一因として、就労支援拡充の必要性を強調している。1 章を東日本大震災に関する記述に充て、被災した児童・生徒の状況や国による支援の取り組みを紹介。22 年度からスタートした子ども手当や高校無償化については制度の説明にとどめ、効果の分析などはしていない。内閣府などの調査結果から、20 ～ 30 代の未婚の男女は 8 割超が結婚に意欲的だが、半数以上が経済的な不安を抱いていると指摘。年収 200 万円台以下が増える一方で、男性の既婚率は年収 300 万円以上の層で高まることも示し、収入改善を課題と位置付けた。

■ 2011/6/19 【毎日新聞】

子ども・若者白書：高校中退者、多くが不安定雇用に

高校を中途退学した人の約 56%が働き、その多くがフリーターなど不安定な職についていることが、内閣府の調べでわかった。内閣府の 11 年版「子ども・若者白書」によると、高校中退後に定時制や通信制の高校に入学した人が 30.8%で、就労している人が 56.2%。仕事の中身はフリーターやパートが 77.2%で、正社員は 17.1%だった。調査対象者の保護者の学歴を尋ねると、高校を卒業していない人の割合が一般より高かった。内閣府は、中退者の多くが経済面や家庭環境でハンディキャップを負っていることを指摘、自宅を訪問し相談に乗るなど、自立への支援が必要だと結論づけた。

■ 2011/6/24 【産経新聞】

震災で教職員定数を追加 656 人、児童生徒ケア

文部科学省は 24 日、東日本大震災で被災した児童生徒の心のケアや学習の遅れなどに対応するため、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木の 6 県に対し、公立小中学校などの教職員の定数計 656 人を追加配分したと発表した。4 月に岩手、宮城、茨城、新潟の各県に計 424 人を追加配分したのに続き 2 回目。両回を合わせると 1080 人となる。今回の内訳は小学校が 341 人、中学校 232 人、特別支援学校 30 人、高校 53 人。追加配分は学級数に応じて算出される定数とは別に、少人数指導などを目的に特例的に配分する「加配定数」を上積みしたもので、国の予算措置に基づき各県が教職員を増員できる。文科省は、学習の遅れへの対応や放課後の家庭訪問、避難所訪問など、きめ細かな個別指導が必要なことが主な配分理由とした。

■ 2011 /6 /27 /　【毎日新聞】

君が代起立斉唱義務付け条例：大阪・公立校教職員に「強制」、強まる警戒感

大阪府の公立学校教職員に君が代の起立斉唱を義務づける全国初の条例が 13 日、施行された。条例案浮上からわずか 1 カ月で、府議会の過半数を占める首長政党「大阪維新の会」府議団が他会派の反対を押し切り、可決・成立させた。府教委や教育現場は警戒感を強めている。「通常の組織なら管理者交代」「起立して歌わない教員は府民への挑戦」「組織のルールに従えないなら、教員を辞めてもらう」。5 月 7 日午前、「大阪維新の会」の代表でもある橋下徹知事は、府幹部に一斉メールを送った。4 月の府立高校入学式で不起立の教員は 38 人。このうち職務命令を受けていた 2 人が戒告処分になったことを報じる同日付朝刊を読んだ直後だった。条例提案を前に知事と府教委幹部が開いた会議で、府教委は一貫して条例化に消極的だった。あくまで信頼関係を重視する中西正人教育長は「教委と校長が力を合わせたマネジメントで徹底したい」と強調。府議会本会議でも「条例は必要ない」と答弁した。6 月中旬、条例制定を受けて開かれた知事と府教育委員の意見交換会では、百マス計算で知られる陰山英男教育委員が「条例は 100%の民意を受けているわけではない」と慎重な対応を求めた。だが、知事は「最後は組織のルールに従うかどうか。府教委が努力しても、起立は徹底していない」と必要性を強調した。橋下知事は 9 月府議会で、職務命令違反を繰り返した公務員の処分条例案も提案する意向も示し、成立すれば学校現場が混乱する可能性もある。大阪にはアジアにルーツを持ち、日の丸・君が代の強制に抵抗を感じるとみられる教員も少なくない。橋下知事は「教員は公務員である以上、どんな思いがあったとしても起立斉唱すべきだが、子供や保護者は別」と説明する。だが、小学校の女性教諭は「教師が起立を強制されながら、子供には『いろいろな考えがあっていい』とは教えられない」と話しており、児童・生徒へ影響が及ぶ可能性も出ている。

■ 2011 /6 /27　【朝日新聞】

震災遺児の 4 割が小学生以下「長期的支援が必要」

東日本大震災で両親または父母のどちらかを失った遺児の 43%余りが、0 歳から小学生までの幼い子。民間の奨学団体「あしなが育英会」が 27 日、そんな分析結果を発表し、長期的な支援の必要性を訴えた。同会は返済不要の一時金を遺児に支給しており、5 月末までに提出された 707 世帯 1120 人の申請書の記載を基に分析した。それによると、阪神大震災の際は遺児に占める小学生の割合は 23%だったが、今回は 31%。幼くして親を亡くした子の多さが目立つという。父母以外が保護者になっており、両親を失ったとみられる世帯は 139 と全体の 20%。母子世帯は 350 で 50%、父子世帯は 217 で 30%だった。

■ 2011/6 /29　【毎日新聞】

デジタル読解力：日本 4 位　首位は韓国、2 位 NZ OECD 調査

経済協力開発機構（OECD）は 28 日、09 年に世界の 15 歳の生徒を対象に実施した学習到達度調査（PISA）のうち、インターネットを使ってブログ（日記）を読み解いたり、ウェブページを検索するなどの「デジタル読解力」の結果を発表した。希望して参加した 19 カ国・地域中、日本は 4 位、トップは韓国だった。文部科学省は「日本は国際的に高い水準にある」と分析しているが、コンピューターを使った授業などはほとんど実施されておらず、今後の課題も浮き彫りになった。調査は約 3 万 7000 人を対象に実施し、日本は 109 校約 3400 人が参加した。米国や英国などは不参加だった。PISA は 00 年から 3 年ごとに読解力、数学的活用力、科学的活用力を調査しており、「デジタル読解力」は昨年 12 月に公表された読解力調査（65 カ国・地域の約 47 万人が参加、日本は 8 位）と同時に初めて実施された。平均得点は韓国の 568 点がトップで、ともに 537 点（小数点以下で順位決定）だった 2 位のニュージーランド（NZ）、3 位のオーストラリアに大差をつけた。4 位の日本は 519 点

で、OECD 平均を約 20 点上回った。日本は得点の上位層と下位層が少なく中位層に固まる特徴があった。同時に実施したアンケートでは、国語、数学、理科の授業でコンピューターを使っている生徒の割合は、日本が 1 ～ 2%。全科目で OECD 平均の 16 ～ 26%を大きく下回り、調査とアンケート両方に参加した 17 カ国・地域で最低だった。

■ 2011 /6 /30 / 【朝日新聞】

養護施設の職員増員
児童 4 人に最低 1 人配置　厚労省

虐待や親の病気などで家庭にいられない子どもたちが暮らす児童養護施設で、職員の配置が手厚くなる。厚生労働省が 30 日、子ども 4 人に対して最低でも職員 1 人を置く新しい基準を公表。虐待を受けた子どもの支援を充実させる狙いだが、現場からは「まだ不十分」との声も上がる。児童養護施設の配置基準は、省令で 1979 年から据え置かれている。厚労省はこの日、小学生以上で子ども 6 人に職員 1 人という現行基準を、4 人に 1 人に引き上げる目標を検討委員会に示し了承された。配置増に必要な国費は 200 億円と試算。2013 年度開始の新しい子育て支援制度の中で予算化し、基準を見直す予定だ。児童養護施設数は全国で 587 カ所（4 月現在）。かつては親の離婚や借金苦などの家庭事情が多かったが、最近は虐待を避けるための入所も増え、今では約 3 万人の子どもの半数は虐待を受けた経験がある。障害児も 2 割を占め、この 10 年で倍増した。検討委メンバーの一人、児童養護施設・二葉学園（東京都調布市）の武藤素明施設長によると、虐待被害児は職員に暴言を吐き、物を投げつけることで自分を受け入れてもらえるか試す傾向が強く、職員の肉体的、精神的な負担も重いという。そのため、武藤さんは「支援計画を立てて適切に対応し、職員が辞めずに働ける条件を整備するのであれば、子ども 1 人に対して職員 1 人まで増やさないといけない」と主張する。また、厚労省は子どもの保護を目的に受け入れる施設を分散する案も検討委に提示。現在は児童養護施設や乳児院が 9 割を占めるが、小規模なグループホームで 3 分の 1、里親やファミリーホームでも 3 分の 1 と、それぞれで分担する構想を示した。

■ 2011/7/5 【読売新聞】

学校運営、震災教訓に住民と協働で…
文科省会議

学校運営のあり方を検討していた文部科学省の専門家会議は、被災地復興や災害に強い学校作りのため、住民と協働して学校運営を行う「コミュニティスクール（CS）」作りを推進するべきだとの提言をまとめた。日ごろから地域住民が学校運営に携わっていたことが円滑な避難所運営につながった東日本大震災の教訓などを踏まえたもので、CS 設置に初めて数値目標を掲げた。文科省は近く、全国の教育委員会に通知を出し、住民との協働による学校運営を促す。CS は、公立学校の運営に住民や保護者が一定の権限を持って携わる仕組み。2004 年度に制度化され、今年 4 月現在で 789 校が指定されている。提言は、地域と協働した学校運営について、住民らの知識や経験を授業などで生かせる一方、学校での防災教育や環境教育を町づくりに還元できるなど、学校にも住民にもメリットがあるとした。

■ 2011/7 /20 【朝日新聞】

児童虐待対応 5 万件突破
10 年度 1 万件増

2010 年度中に全国の児童相談所（児相）が対応した児童虐待の件数は 5 万 5152 件で、初めて 5 万件を突破した。前年度より 1 万件以上増え、増加傾向に歯止めがかからない。関心の高まりで通報が増えた影響もある。厚生労働省が 20 日に速報値を公表した。虐待件数は、通報を受けて児相が面接などの対応をした事例を集計。東日本大震災の影響で、宮城、福島両県と仙台市はデータを提供できなかった。虐待件数は、この 20 年間で 50 倍以上に膨れあがった。通報された件数はさらに多くなる。昨年夏には大阪市で児童 2 人の虐待死事件が発生するなど深刻化も進む。厚労省は、虐待自体が増えていることに加え、事件をきっかけに地域住民らの関心が高まり、通報が増えたことも件数を押し上げた背景にあるとみている。都道府県別で最も多いのは、

大阪府の 7646 件。神奈川県の 7466 件、東京都の 4450 件と続く。虐待が疑われる家庭が調査拒否した場合などに行う強制的な立ち入り調査は 2 件のみ。ただ、立ち入り調査に踏み切る前の段階で行われる出頭要求は 50 件あり、前年度より 29 件増えた。09 年度中に虐待で亡くなった児童数は 49 人で、前年度より 18 人減少。0 歳児が 20 人と最も多く、5 歳児までが 9 割（43 人）を占めた。内訳は、身体的虐待が 29 人、ネグレクト（育児放棄）19 人、不明が 1 人だった。児相が関わっていたにもかかわらず死亡につながった事例は、前年度より 5 件増えて 12 件に上った。 虐待件数の増加で、対応する児相職員の負担も重くなっている。児相に配置されている児童福祉司は今年 4 月時点で 2606 人。10 年前に比べ 1 千人以上増えたが、1 人で 100 件近く担当するケースもある。厚労省は、児相職員の増員などの虐待防止強化費として、昨年度第 2 次補正予算に 100 億円を計上するといった対策を進めている。

■ 2011/7/28 【朝日新聞】

こども園軸に保育サービス拡充 子育て支援制度の政府案

幼稚園と保育所の一体化を柱に 2013 年度に始まる新しい子育て支援制度の政府案が 27 日、関係閣僚会議でまとまった。待機児童の解消を目指して保育サービスを拡充、株式会社や NPO などさまざまな事業者の参入も促す。来年の通常国会に関連法案を提出する。柱は、保育と教育を同時に行う「こども園」の新設。共働き家庭が保育所、専業主婦家庭が幼稚園と、子どもの行き先が異なる状況を改め、どの家庭の子もこども園に入れるよう幼稚園と保育所に移行を促す。定員割れが生じている幼稚園を活用することで、待機児童の解消を図る狙い。ただ、待機児童の 8 割を占める 3 歳未満児の受け入れは義務づけず、一部の幼稚園や保育所は存続できるため効果は未知数だ。サービスを補完するため、今は公的補助対象外の施設も基準を満たせば補助対象にする。さらに保育士や研修を受けた人が自宅で子どもをみる「保育ママ」や、20 人未満の小規模保育も拡充。サービスの実施主体は市町村とし、地域ごとに需要を見込んだ事業計画づくりを義務づける。国庫補助や企業からの拠出金など子どもに関する財源は、市町村に交付金として一括して渡す仕組みに変える。こども園整備など新制度に必要な公費として、菅政権は 15 年度時点で 1 兆円超と見込む。このうち 7 千億円は消費増税で賄う考え。ただ、消費増税の時期は「10 年代半ば」で、具体的なめどは立っていない。国や市町村、企業の費用負担割合の議論も、秋以降に持ち越されたまま。政権内には「当面は、確保できた財源の範囲で、できるところからやっていくしかない」（厚生労働省幹部）との声も漏れる。

■ 2011/7/28【朝日新聞】

都教委、「つくる会」系歴史教科書採択 中高一貫 10 校

東京都教育委員会は 28 日の定例会で、都立の中高一貫校 10 校で来春から使う中学生の歴史と公民の教科書に、「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版を採択した。都立特別支援学校 20 校については、歴史は育鵬社版、公民は「つくる会」主導の自由社版を採択した。6 人の委員の無記名投票の結果、いずれも多数決で決まった。都立中高一貫校と特別支援学校では現在も「つくる会」関連の教科書を使っている。育鵬社版は「つくる会」を脱退した元会長らによるグループが編集に携わっている。

■ 2011/7/29 【朝日新聞】

子ども連れ去り、日本政府に解決求める 米国務次官補

キャンベル米国務次官補は 28 日にあった下院外交委員会人権等小委員会に提出した書面で、日米間の国際結婚の破局で、日本人の親が子どもを日本に連れ去る事態が多発している問題について「米国務省にとって最優先事項であり続けている」とした。 キャンベル氏は、日本政府が国際結婚が破局した場合の子どもの扱いを定めた「ハーグ条約」への加盟を決めるなど、問題解決に向けて「大きな成果が

あった」とした。一方、すでに発生している個別の連れ去り事案について、日本政府に解決を求めていく考えを強調した。キャンベル氏は、日本人の親による子ども連れ去り事案は、2005 年に 11 件だったが、現在は 123 件、計 173 人に増えていると指摘した。

■ 2011/7/29 【毎日新聞】

退職教員：精神疾患 940 人 病気理由の半数 09 年度文科省調査

09 年度にうつ病などの精神疾患を理由に退職した国公私立学校の教員が計 940 人に上っていたことが 28 日、文部科学省の調査で分かった。病気を理由にした退職者 1893 人の半数（49・7%）を占めている。精神疾患で退職した教員数が明らかになるのは初めてで、本格的な教員のメンタルヘルス対策が求められそうだ。公表されたのは 10 年度の学校教員統計調査の中間報告で、3 年ごとに実施されている。精神疾患で休職する公立校の教員は年々増加し、09 年度は 5458 人と病気休職者の 6 割以上を占めた。事態の深刻化を受け、文科省は今回の調査から病気退職者の中に精神疾患の項目を設けた。定年以外の理由で退職した教員の総数は 3 万 4635 人で、精神疾患を理由にした退職者は全体の 2.7%。国公私立を合わせた校種別の内訳は、幼稚園 229 人▽小学校 354 人▽中学校 194 人▽高校 120 人▽大学 38 人▽短大 5 人。男女別では、男性 306 人（32.6%）に対し、女性が 634 人（67.4%）。高校を除く全ての校種で女性が男性を上回っている。文科省は調査結果について「経年変化を見ないと評価できない」とコメント。同省は、校務の効率化や教員の事務負担の軽減を進めるよう、都道府県教育委員会などに通知しているが、具体的なメンタルヘルスの対策は各教委に任されているのが現状だ。

■ 2011/8/1【毎日新聞】

自由社：「新しい歴史教科書」年表、他社から大部分流用 回収進める

「新しい歴史教科書をつくる会」主導の教科書を作成している「自由社」（東京都文京区）が今年発行した中学用歴史教科書「新しい歴史教科書」で、年表の大部分を他社の教科書から流用していたことが分かった。自由社は著作権侵害の恐れがあると判断し、市販本約 1 万 5000 冊の回収を進めている。自由社によると、問題の教科書は 3 月に国の検定に合格。横浜市内 8 区で使用され、書店でも 1 冊 1260 円（税込み）で販売されている。巻末の年表のほとんどの項目が、東京書籍発行の 02 年度版教科書と一致していた。自由社は東京書籍に謝罪。7 月中旬に文部科学省や横浜市教委などに報告、同 27 日から回収を始めた。自由社は「当時の編集長と連絡が取れず、経緯が確認できていないが、編集者として常識外の行動で申し訳ない」と陳謝。東京書籍は「大変残念で遺憾」としている。

■ 2011/8/2 【朝日新聞】

保育所の設置基準緩和へ 待機児童対策で 35 市区に特例

待機児童解消策として、一部の自治体を対象に保育所の設置基準の緩和が可能になった。来年 4 月から 3 年限りの特例で、厚生労働省が 35 の市区を指定。そこでは、面積が最低基準を下回っても独自に設置の可否を判断したり、受け入れられる子どもの数を増やしたりできる。 認可保育所の面積は、厚労省が全国一律で最低基準を設定。乳児 1 人当たりでは 1.65 平方メートル、ハイハイを始めたら 3.3 平方メートル、2 歳以上は 1.98 平方メートルと細かく区分されている。これに対し、自治体からは、増え続ける待機児童の解消に向け、面積基準の緩和を求める声が出ていた。民主党政権では、地域主権改革の一環として基準緩和の方針を決め、厚労省が具体的な対象地域について検討していた。対象の自治体は、待機児童問題が深刻で地価の高い地域を選定。昨年 4 月時点で待機児童が 100 人以上、昨年 1 月 1 日時点の住宅地の公示価格の平均額が 3 大都市圏の平均を上回っていることを条件とした。一方、「詰め込み保育」を心配する利用者らへの配慮から基準緩和に慎重な自治体もあるため、実際にどこまで待機児童解消に効果があるかは未知数だ。認可保育所に入れない待機児童は、昨年 10 月 1 日現在で 4 万 8356 人に上り、3 年連続で増えている。菅政権が取りまとめた税と社会保障の一体改革案

では、3 歳未満児の保育サービスの利用率を 2014 年に 35%（10 年は 23%）に引き上げる目標を掲げている。

■ 2011/8/3 【読売新聞】

園児 2 千人が退園・県外へ… 福島の私立幼稚園

東京電力福島第一原子力発電所事故で、警戒区域指定による避難や放射線による健康不安から福島県内の私立幼稚園の園児約 2000 人が県外に転園したり、幼稚園に通うのをやめたりしていることが、福島県全私立幼稚園協会の調査で分かった。県内の私立幼稚園に通う園児 1 万 9193 人の約 1 割に当たる。さらに約 300 人が県内で転園している。幼稚園は、保育料の減収分や園庭の除染費用など約 80 億円の賠償を東電に求めた。就学前の子供たちのこうした実態が明らかになるのは初めて。同協会によると、原発事故後から 5 月 19 日までの調査時点で、退園や休園、転園をした園児は約 2300 人。警戒区域と緊急時避難準備区域が約 800 人、いわき市が 589 人、県中地域の郡山市が 581 人、福島市などの県北が 215 人、須賀川市などの県南が 95 人。原発から約 100 キロ離れた会津地方でも 18 人が退園するなどしている。約 2300 人のうち、放射線量の低い県内の幼稚園に転園したのは約 300 人。残り約 2000 人が県外に出たり、幼稚園に通うことを断念したとみられる。放射線量は福島市で 1 時間当たり 1.14 マイクロ・シーベルト、郡山市で 1.03 マイクロ・シーベルト（2 日午後の時点）と、政府が屋外活動を制限する暫定基準値（3.8 マイクロ・シーベルト）を下回っている。幼稚園は園庭の土を除いたり、園児が屋内活動できるようにエアコンを購入したり、対応にあたっている。

■ 2011/8/4 【産経新聞】

いじめ増加に転じる 文科省 「掘り起こし進んだため」

小中高校などで平成 22 年度に、いじめを認知した件数は震災の影響で統計がない岩手、宮城、福島の 3 県を除いても 7 万 5295 件で、現行の調査方法となった 18 年度以降の減少傾向から初めて増加に転じたことが 4 日、文部科学省の「問題行動調査」で分かった。文科省は「いじめが増えたのではなく、掘り起こしが進んだため」としている。文科省は、群馬県桐生市の小 6 女児がいじめを受け昨年秋に自殺したことなどを受け、アンケートの徹底を通知。実施率は昨年度から 24.5 ポイント増え 90.4%に上った。ただ実施方法は各校で異なるため認知件数はばらつき、千人当たりでは熊本県が 27.6 件で最多で最小は佐賀県の 0.6 件と 46 倍の開きがでた。いじめが「解決した」と答えたのは 79.1%にとどまった。高校生の不登校も 5 万 3084 人で、被災 3 県を除いても前年より増加した。

■ 2011/8/4 【日経新聞】

11 年春の大卒、5 人に 1 人「定職なし」 文科省調査

今春の大学卒業生のうち就職も進学もしなかった人は 8 万 7988 人で、前年より 0.9%増えたことが 4 日、文部科学省の学校基本調査速報で分かった。アルバイトなどを含めると 10 万 7134 人で全体の 19.4%に上り、ほぼ 5 人に 1 人が定職に就いていない。厳しい就職環境などの影響で、大学は既卒者を対象にした就職支援にも力を入れている。大卒者は 2.1%増の 55 万 2794 人で、うち 34 万 546 人が就職した。就職率は 61.6%で 0.8 ポイント改善したが、7 割近い水準だったリーマン・ショック前に比べると落ち込んだままだ。大学院などに進んだ人は 7 万 642 人で 2.6%減った。東日本大震災の影響は「就職面ではさほど出なかった」（文科省）。大学卒業時点で定職に就いていない人は 3 年連続の増加で、10 万人を超えたのは 2 年連続。学校基本調査速報は 5 月 1 日時点で全国の学校数や児童生徒数などを集計する。震災の影響で、今回は高校生以下に関するデータは岩手、宮城、福島の 3 県分を除いた暫定値となる。浪人生を含む大学・短大への進学率は 56.7%だった。大学と大学院に在籍する学生数は 289 万 3434 人、うち女子学生数は 117 万 6855 人でともに過去最高を更新した。

■ 2011/8/6 【毎日新聞】

教員免許：98 人が失効

文部科学省は 5 日、教員の資質能力の維持や向上を目的として 09 年度から導入された教員免許更新制で、今年 5 月末までに最初の更新期限を迎えた教員 98 人の免許が失効したと発表した。この制度で免許を失った教員が出たのは初めて。教員免許更新制は現職の教員が対象で、更新期限までの 2 年間に 30 時間以上の講習受講を義務付けた。全国の国公私立校の教員を 10 グループに分け、今回は今年 3 月末時点で 35 歳、45 歳、55 歳の「第 1 グループ」の 9 万 4488 人が対象となり、免許失効者は全体の 0.1%だった。

■ 2011/8/9【毎日新聞】

東日本大震災：
福島小中生、震災後 1.4 万人転校
夏休み、県外へ 1081 人

福島県内の公立小中校に通っていた児童・生徒のうち、東日本大震災と福島第 1 原発事故以降に転校したか、夏休み中に転校予定の小中学生が計約 1 万 4000 人に上ることが、県教委のまとめで分かった。夏休み中に県外に転校予定の小中学生は 1081 人で、4 分の 3 は放射線への不安を理由に挙げた。当初は原発から 30 キロ圏など避難区域からの転校例が多かったが、区域指定されていない県央部（中通り地方）からの例が多くなっているという。県教委によると、震災発生から 7 月 15 日までに県外へ転校した児童・生徒は 7672 人。県内への転校が約 4500 人。夏休み中に県外へ転校を予定しているのは 1081 人、県内への転校予定が 755 人。文部科学省によると、県内の公立小中校の児童・生徒は 5 月 1 日現在で約 16 万 5000 人だった。1 割近くが転校を余儀なくされた形だ。私立学校生や就学前の幼児、高校生らを含めると「疎開」した未成年者の数はさらに増える。原発事故後、同県では、原発 30 キロ圏内の学校の多くが県内他校の校舎を借りて授業を行っている。県教委の分析では、7 月 15 日までの転校者計約 1 万 2000 人の半数以上は、元々は原発 30 キロ圏内の学校に通っていた児童・生徒とみられる。今回、1 学期終了に合わせて実態を調査した。調査に携わった関係者によると、夏休み中の県外転校予定者の半数以上が福島、郡山両市など中通りの学校に通学していたという。一方、夏休み中の県内転校予定者の約半数は「仮設住宅などへの転居」を理由に挙げた。同県相馬市に避難先から戻るケースもある。県教委は「子供の負担を考えて、区切りとなる 1 学期終了後の転校を決めた人が多いのでは」と推測している。

■ 2011/8/14【琉球新報】

教科書：「集団自決」軍関与触れず
自由社、育鵬社 ／沖縄

教科用図書八重山採択地区協議会をめぐる問題で、採択される可能性が取り沙汰されているのが、自由社と育鵬社の中学校歴史教科書だ。自由社は「新しい歴史教科書をつくる会」、育鵬社は「教科書改善の会」の主導で「歴史」と「公民」の教科書を発行。両社とも「愛国心」や「公共の精神」を強調した内容が特徴だ。今春、教科書検定に合格した中学歴史教科書の多くで沖縄戦や「集団自決（強制集団死）」に関する記述が増えた。しかし両社は「集団自決」について日本軍の強制・関与に触れず「米軍が上陸する中で、追いつめられた住民が、家族ぐるみで集団自決する悲劇が起こりました」（自由社）、「米軍の猛攻で逃げ場を失い、集団自決する人もいました」（育鵬社）と記述している。自由社の 2012 年度版の中学歴史教科書は、日本史年表のほぼ全部を東京書籍の教科書から流用していたことが判明し、文部科学省の注意を受けている。両社の教科書採択をめぐっては、全国各地で議論が紛糾している。横浜市は今年、育鵬社採択反対の署名運動の中、同社の中学歴史、公民教科書を採択した。一方、05、09 年と「つくる会」系を採択した杉並区は今回、両社の教科書を採択しなかった。

■ 2011/8 /14 【朝日新聞】

放射線副読本、全国の学校に配布
文科省決定、9 月にも

東京電力福島第一原発の事故を受け、文部科学省は 9 月にも、放射線の基礎知識を教え

るための副読本を全国の小中高に配布することを決めた。正しい知識が普及していないことで、福島県から県外に避難した子どもたちがいじめられることなどが心配されており、正確な知識を伝えるために活用してもらうという。これまで放射線教育に特化した教材はなかったため、小学、中学、高校向けの3種類を新たに作る。基礎的な知識を身につけることに重点を置き、ウランなどの放射性物質から放射線が出されることや、自然界や医療現場でも放射線を浴びることがあることを説明。どの程度の放射線を浴びたら体にどんな影響が出るかや、ベクレルやシーベルトといった単位の違い、人から人へ放射線がうつることはないといった基礎知識も教える。さらに、原発事故が起きた際には国や自治体からの情報に注意して避難するといった、いざというときの対応や防護策も盛り込む。

■ 2011/8/16 【毎日新聞】

中学理科教科書：
来春から「放射線」復活 指導に悩む教師

来年度から中学校で使われる理科の教科書に、30年ぶりに「放射線」についての記述が盛り込まれることになり、担当教員が指導に頭を悩ませている。東京電力福島第1原発の事故では、放射性物質の汚染への対応を巡って差が生じたり、原発との向き合い方も意見が分かれている状況。放射線について教えた経験がない教員も多く、「生徒からの質問に的確に答えられないのでは」と不安も広がっている。中学の教科書には、80年度まで放射線に関する記述があった。その後、指導内容の厳選で記述が消え、08年に改定された学習指導要領で復活が決定。エネルギー資源についての学習の中で原子力にも触れ「放射線の性質と利用にも触れること」と明記された。来春から使われる中学3年の教科書には、放射線が医療や物体内部の検査に活用されていることや原発の仕組みなどが盛り込まれることになった。だが、その後に起きた原発事故で、放射性物質の汚染に対する対応を巡って論争も活発に。自治体が空気中の放射線量を日々発表したり、独自に測定している保護者もいるほど身近な問題となり、何をどこまで取り上げるか学校現場の戸惑いは大きい。教科書への復活を受けて、教員向けの研修会も開かれている。

■ 2011/8/17 【朝日新聞】

日本語指導必要な子、
公立6423校に 過去最多

日本語指導が必要な外国人の子どもが通う公立学校は6423校で、過去最多を更新したことが文部科学省の調査で分かった。人数はピークだった2008年からわずかに減少したが、在籍人数が5人未満の学校の増加が目立つ。在籍人数が少ない学校には日本語指導の専門教員が配置されないケースが多く、サポート態勢が課題となっている。 調査は昨年9月現在。小中高と特別支援学校について、日本語の日常会話が十分にできなかったり、学習に支障があったりする子どもの状況をまとめた。調査によると、そうした子どもは全公立学校の2割弱にあたる6423校に2万8511人いる。前回調査（08年9月現在）と比べて校数は211校増え、人数は64人減った。

■ 2011/8/17 【朝日新聞】

子ども手当、
10月から月額1万円に 3歳から中学生

子ども手当の支給額が10月分から変わる。いまは中学生まで一律で月額1万3千円だが、3歳以上は第2子まで1万円に減額される。9月末に期限が切れる子ども手当を来年3月分まで継続する特別措置法案に盛り込まれた。特措法案は民主、自民、公明の3党合意に基づく。菅内閣は17日、この法案を持ち回り閣議で決定し、国会に提出した。来週中にも成立する見通し。支給月額は3歳未満と第3子以降（小学生まで）が1万5千円。3歳から小学生までの第1、2子と中学生が1万円になる。 来年4月からは自公政権時代の児童手当が復活。支給額は10月以降と同額だが、来年6月分からは年収960万円程度（夫婦と子ども2人）で所得制限が設けられる。手当がなくなる所得制限世帯に対する負担軽減策は、3党による今後の調整に委ねられている。 特措法案では、新たに子どもが国内に住んでいることを支給条件とした。在日韓国人がタイで

養子縁組したとする 554 人分の子ども手当を申請（不受理）したこともあり、国内居住の条件を明記して混乱を避ける狙いがある。ただ、子どもが海外留学中の場合は、例外的に支給を認める。児童養護施設にいる子どもたちの分は、施設の設置者に支給されるようになる。また、自治体が保育料や給食費を手当から徴収できる仕組みも新設。払えるのに払わない親がいることなどを背景に、滞納で頭を悩ませる自治体側からの要望に配慮した。

■ 2011/8 /18 【毎日新聞】

東日本大震災：被災小中高生向け就学支援金、底突く 申請すでに 111 億円

東日本大震災をきっかけに経済的な理由で就学が難しくなった小中高校生向けの就学援助費や奨学金などとして、政府は今年度 1 次補正予算に 113 億 1300 万円を計上したが、既に約 98%に当たる 111 億 2300 万円分の申請があり、ほぼ底を突いていることが分かった。今年度分の利用見込み 6 万 8140 人に対し、7 万 2980 人が申請。子供を持つ被災地の家庭が苦しい生活を強いられている実態が浮かんだ。この制度は震災対応として、生活保護世帯などを対象にした通常の就学援助とは別に創設された。支援は転出先でも受けられる。予算の残額は 1 億 9000 万円しかなく、年度途中で今後の申請に対応するのが困難になった。文部科学省は、原発事故が収束していない福島県を中心にさらに申請が増えるのは必至とみて、3 次補正予算で積み増しを図る。これまでに申請があったのは、高校生向け奨学金 1 万 5532 人（40 億 2700 万円）▽小中学生向け就学援助 4 万 3876 人（40 億 600 万円）▽私立専修学校・各種学校の生徒向け授業料減免 2939 人（17 億 5600 万円）▽私立学校の小中高生ら向けの授業料減免 6166 人（8 億 9300 万円）などとなっている。このうち小中学生向けの就学援助は、学用品費や通学費、給食費などを対象に、学年に応じ年間約 11 万 2000 ～約 22 万 7000 円を目安に支給。小学生 2 万 8901 人、中学生 1 万 4975 人から申請があった。県別では宮城県の 2 万 2071 人が最多で、昨年度に通常の制度で就学援助を受給していた 1 万 9991 人を上回った。福島県は 9209 人、岩手県は 5093 人が申請している。文科省によると、原発事故の影響が続く福島県では、転校による児童生徒の分散などによって対象者を把握しきれていないとみられ、申請者が大幅に増える可能性がある。新学期開始に合わせて改めて状況を調査し、3 次補正予算案に反映させる。

■ 2011/8 /18【朝日新聞】

全教員ストレスの検査 心の病早く発見 休職増の都教委

教職員が精神疾患で休職するのを防ごうと、東京都教育委員会は今年度から、公立学校の全教職員 6 万人を対象にストレスの度合いを調べる検査を始めた。忙しさや保護者への対応などで心を病み、休職する先生は全国的に増えているが、特に東京は増加率が高い。都教委によると、全教職員対象のストレス検査は全国で初めてだという。精神科医らの意見を参考に、都教委が独自に問診票を作成した。「よく眠れるか」「1 日 3 食とっているか」といった生活習慣のほか、日常の仕事についても「苦痛を感じるか」などの設問を設けた。回答時間は 1 分程度。短時間で答えることで「本音」を引き出すねらいがある。 検査は年 1 回、定期健康診断に合わせて実施する。ストレスの強さを分析し、精神疾患になる危険性がある場合は病院での受診や臨床心理士への相談を勧める。

■ 2011/8 /19 【読売新聞】

給食費滞納分、子ども手当から天引き検討…群馬 4 市

子ども手当から保育料や給食費を徴収可能とする規定が、17 日に閣議決定された特別措置法案に盛り込まれたことを受け、群馬県内 12 市のうち、前橋、太田、富岡、みどりの 4 市が運用方法の検討に入る方針であることが読売新聞の取材でわかった。保育料や給食費の滞納問題が全国で深刻化する中、「天引き」の是非はこれまでも議論されてきた。近く成立する見通しの法案により 10 月以降、手当からの滞納分徴収に踏み切る自治体が出そうだ。みどり市は、保育料の滞納額が大きい場合に、

富岡市も保育料や給食費の滞納がある場合、子ども手当からの天引きを検討する。両市ともすでに滞納世帯に窓口で子ども手当を渡し、その中から同意のもと、滞納分を納めてもらっている。「より確実に徴収できる」（みどり市こども課）、「滞納者に『支払いが苦しい』と直接言われると徴収しにくい。差し引いての支給は有効」（富岡市こども課）とする。「新たな規定が有効なものなら活用したい。積極的に検討する」と前向きなのは太田市。前橋市も「徴収が可能になるなら、どういう運用方法が適しているか検討に入りたい」（こども課）という。慎重な自治体もある。館林市こども福祉課は「子ども手当はあくまでも『手当』。全額を世帯に振り込む」と対応を変えない構えだ。市町村による保育料の強制徴収は児童福祉法の規定で可能だが、給食費については同様の定めがないため、子ども手当特別措置法では、保護者の同意を前提に徴収可能とした。厚生労働省子ども手当管理室は「施行方法を細かく定めるかは未定。市町村の実情に合わせて運用してもらうことになるだろう」とする。

■ 2011/8 /21 【琉球新報】

八重山教科書問題：「沖縄戦記述重視」36 人 県内教育長アンケート ／沖縄

八重山地区の教科書採択をめぐる問題で琉球新報社は 20 日までに、県内各地区の教科書採択の責任者である 41 市町村教育長を対象に教科書採択についてアンケートを実施した。回答した 36 人の教育長全員が歴史教科書の採択基準として「沖縄戦の記述を重視する」と回答。「歴史教科書の選定に当たり、9・29 県民大会の大会決議を重視したか」の質問に対し、27 人が「重視した」と答え、沖縄の子どもたちに歴史を教える上で、日本軍の強制による「集団自決」（強制集団死）をはじめとする沖縄戦体験の継承が重要な地位を占めていることが示された。アンケートは、18 日に 41 市町村の教育長に調査票を送り、20 日までに 36 市町村教育長から回答を得た。石垣市、与那国町、多良間村、北中城村、久米島町の 5 市町村は回答がなかった。歴史教科書の「集団自決」に関する記述で日本軍強制の記述を削除した教科書検定に抗議して開かれた 2007 年の 9・29 県民大会の大会決議についても回答した 36 人全員が「歴史的事実に基づいている」「ある程度歴史的事実に基づいている」と答えた。教科書の選定で 9・29 大会決議を重視した理由について「県民の総意として重く受け止める」（比嘉一之東村教育長）、「多くの体験者が現場で語っている」（諸見里和彦与那原町教育長）などの意見があった。一方、教科書選定で 9・29 県民大会決議について那覇市、南城市、中城村、恩納村は「あまり考慮しなかった」と答え、宮古島市は「全く考慮しなかった」と答えた。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふぉめーしょん／子どもの人権連／ NO.130 ／ 2011年8月号
Federation for the Protection of Children' s Human Rights JAPAN

◆発行日　2011 年 8 月 29 日
◆発行 & 編集人　子どもの人権連事務局
◆事務所　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL・FAX 03(3265)2197
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／ 0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（１口）5,000 円、団体（１口）10,000 円